

地方交付税法等の一部を改正する法律 新旧対照条文

目次

一	地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（第一条関係）	1
二	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第二条関係）	63
三	当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）（第三条関係）	69
四	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）（第四条関係）	78
五	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（第五条関係）	97
六	東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律 （平成二十三年法律第四十一号）（第六条関係）	101
七	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第七条関係）	105
八	首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律 （昭和四十一年法律第百十四号）（附則第八条関係）	106
九	経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号）（附則第十条関係）	109
十	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）（附則第十一条関係）	111

地方交付税法等の一部を改正する法律新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部改正（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案		現行	
<p>（測定単位及び単位費用）</p> <p>第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。</p>			
道府県	経費の種類	道府県	経費の種類
一〇七略	八 補正予算償還費	一〇七略	八 補正予算償還費
	昭和五十六年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金		昭和五十五年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十三年度までの		平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十二年度までの

十六 東日本大震				十三及び十四 略	十五 臨時財政対策債償還費			十二 財源対策債償還費		十一 臨時財政特例債償還費		十 地域財政特例対策債償還費		九 地方税減収補填債償還費								
平成二十三年度において東日本大震災全債の額					臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十三年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額			平成六年度から平成二十三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額		臨時財政特例対策のため平成三年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額		地域財政特例対策のため平成三年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額		平成二十三年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額								各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

				十三及び十四 略	十五 臨時財政対策債償還費			十二 財源対策債償還費		十一 臨時財政特例債償還費		十 地域財政特例対策債償還費		九 地方税減収補填債償還費								
平成二十二年度において東日本大震災全債の額					臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十二年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額			平成六年度から平成二十二年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額		臨時財政特例対策のため平成二年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額		地域財政特例対策のため平成二年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額		平成二十二年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額								各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

市町村	<p>一〇八略</p> <p>九 補正予算償還費</p>	<p>災全国緊急防災 施策償還費</p> <p>国緊急防災施策に要する費用に充てられた め発行について同意又は許可を得た地方 債の額</p>
市町村	<p>一〇八略</p> <p>九 補正予算償還費</p>	<p>昭和五十六年度から平成十年度までの各 年度において国の補正予算等に係る事業 費の財源に充てるため発行を許可された 地方債に係る元利償還金</p> <p>平成十一年度から平成十四年度まで及び 平成十六年度から平成二十三年度までの 各年度において国の補正予算等に係る事 業費の財源に充てるため発行について同 意又は許可を得た地方債の額</p> <p>地方税の減収補填のため平成三年度から 平成二十三年度までの各年度において特 別に発行について同意又は許可を得た地 方債の額</p> <p>地域財政特例対策のため平成三年度から 平成五年度までの各年度において特別に 発行を許可された地方債の額</p> <p>臨時財政特 例償還費</p> <p>平成十二年度までの各年度において特別 に発行を許可された地方債の額</p>
市町村	<p>一〇八略</p> <p>九 補正予算償還費</p>	<p>昭和五十五年 度から平成十 年度までの各 年度において 国の補正予算 等に係る事業 費の財源に充 てるため発行 を許可された 地方債に係る 元利償還金</p> <p>平成十一年度 から平成十四 年度まで及び 平成十六年度 から平成二十 二年度までの 各年度におい て国の補正予 算等に係る事 業費の財源に 充てるため発 行について同 意又は許可を 得た地方債の 額</p> <p>地方税の減収 補填のため平 成二年度から 平成二十二 年度までの各 年度において 特別に発行に ついて同意又 は許可を得た 地方債の額</p> <p>地域財政特例 対策のため平 成二年度から 平成五年度ま での各年度に おいて特別に 発行を許可さ れた地方債の 額</p> <p>臨時財政特例 対策のため平 成二年度から 平成十二年 度までの各年 度において特 別に発行を許 可された地方 債の額</p>

略		十三 財源対策債 償還費	平成六年度から平成二十三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
略		十四及び十五 略	債の額
略		十六 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十三年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
略		十七 東日本大震災 災全国緊急防災 施策債償還費	平成二十三年度において東日本大震災全国緊急防災施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

2 略

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

種類	測定単位の	測定単位の数値の算定の基礎	表示
一～三十 九略			
四十 災害 復旧事業	(1)	国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係	千円

略		十三 財源対策債 償還費	平成六年度から平成二十二年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
略		十四及び十五 略	債の額
略		十六 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十二年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

2 略

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

種類	測定単位の	測定単位の数値の算定の基礎	表示
一～三十 九略			
四十 災害 復旧事業	(1)	国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係	千円

業若しくは河川事業に係る経費又は国の行う災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するもの当該年度における元利償還金

(5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の規定により負担し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金

(6) 激甚災害に対処するための特別の財政援助

業若しくは河川事業に係る経費又は国の行う災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するもの当該年度における元利償還金

(5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の規定により負担し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金

(6) 激甚災害に対処するための特別の財政援助

四十一 略	等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十四条第一項及び第二項に規定する 地方債の当該年度における元利償還金	千円
四十二 昭	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した	千円
和五十六 年度から 平成十年 度までの 各年度に おいて国 の補正予 算等に係 る事業費 の財源に 充てられた 発行を 許可され た地方債 に係る元 利償還金	事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担 金に充てるため昭和五十六年度から平成十年 度までの各年度において発行を許可された地方債 で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の 行う事業が当該各年度の国の補正予算により追 加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用 に係るもののうち総務大臣が指定するものに係 る当該年度における元利償還金	
四十三 平	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した	千円
成十一年	事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担	

四十一 略	等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十四条第一項及び第二項に規定する 地方債の当該年度における元利償還金	千円
四十二 昭	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した	千円
和五十五 年度から 平成十年 度までの 各年度に おいて国 の補正予 算等に係 る事業費 の財源に 充てられた 発行を 許可され た地方債 に係る元 利償還金	事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担 金に充てるため昭和五十五年度から平成十年 度までの各年度において発行を許可された地方債 で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の 行う事業が当該各年度の国の補正予算により追 加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用 に係るもののうち総務大臣が指定するものに係 る当該年度における元利償還金	
四十三 平	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した	千円
成十一年	事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担	

<p>ため平成 三年度か ら平成二 十三年度 までの各 年度にお いて特別 に発行に ついて同 意又は許 可を得た 地方債の 額</p>	<p>四年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額及び平成十五年度から平成二十三年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の減収補填のため平成三年度から平成二十三年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額</p>	<p>千円</p>
<p>四十五 地 域財政特 例対策の ため平成 三年度か ら平成五 年度まで の各年度 において</p>	<p>行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第九十三号）第十四条又は第十五条の規定による国の特例負担額若しくは特例補助額の減額又は地方債の利子補給額の減額その他行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としてされた土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の規定等に基づく特定地域に係る国の負担額又</p>	<p>千円</p>

<p>ため平成 二年度か ら平成二 十二年度 までの各 年度にお いて特別 に発行に ついて同 意又は許 可を得た 地方債の 額</p>	<p>四年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額及び平成十五年度から平成二十二年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の減収補填のため平成二年度から平成二十二年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額</p>	<p>千円</p>
<p>四十五 地 域財政特 例対策の ため平成 二年度か ら平成五 年度まで の各年度 において</p>	<p>行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第九十三号）第十四条又は第十五条の規定による国の特例負担額若しくは特例補助額の減額又は地方債の利子補給額の減額その他行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としてされた土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の規定等に基づく特定地域に係る国の負担額又</p>	<p>千円</p>

特別に発行を許可された地方債の額	は補助額の減額に伴い、これらの減額による地方負担の増大に対処するため平成三年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円
四十六 臨時財政特例対策のため平成三年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）（平成元年法律第二十二号）、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第四十六号）（平成三年法律第十五号）等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十年から平成四年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため平成三年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円
四十七 平成六年度から平成二十三年度までの	一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成六年度から平成二十三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度	千円

特別に発行を許可された地方債の額	は補助額の減額に伴い、これらの減額による地方負担の増大に対処するため平成二年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円
四十六 臨時財政特例対策のため平成二年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）（平成元年法律第二十二号）、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第四十六号）（平成三年法律第十五号）等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十年から平成四年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため平成二年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円
四十七 平成六年度から平成二十二年度までの	一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成六年度から平成二十二年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度	千円

各年度の 財源対策 のため当 該各年度 において 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額 四十八及び 四十九 略 五十 臨時 財政対策 のため平 成十三年 度から平 成二十三 年度まで の各年度 において 特別に起 こすこと	の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額	(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額	千円
		(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額	

各年度の 財源対策 のため当 該各年度 において 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額 四十八及び 四十九 略 五十 臨時 財政対策 のため平 成十三年 度から平 成二十二 年度まで の各年度 において 特別に起 こすこと	の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額	(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額	千円
		(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額	

ができる
こととき
れた地方
債の額

(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第二項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額

(6) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度において起こすことができることとされた地方債の額

東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。

千円

ができる
こととき
れた地方
債の額

(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第二項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額

五十一 平成二十三年度にお

道府県

一〇七 略

八 補正予算債償
還費

昭和五十六年度
から平成十年
度までの各年
度において国
の補正予算等
に係る事業費
の財源に充て
るため発行を
許可された地
方債に係る元
利償還金
平成十一年度
から平成十四
年度まで及び
平成十六年度
から平成二十
三年度までの
各年度におい
て国の補正予
算に係る事業
費の財源に充
てるため発行
について同意
又は許可を得
た地方債の

種別補正

種別補正

道府県

一〇七 略

八 補正予算債償
還費

昭和五十五年度
から平成十年
度までの各年
度において国
の補正予算等
に係る事業費
の財源に充て
るため発行を
許可された地
方債に係る元
利償還金
平成十一年度
から平成十四
年度まで及び
平成十六年度
から平成二十
二年度までの
各年度におい
て国の補正予
算に係る事業
費の財源に充
てるため発行
について同意
又は許可を得
た地方債の

種別補正

種別補正

<p>九 地方税減収補 填償償還費</p>	<p>地方税の減収補 填のため平成三 年度から平成二 十三年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額</p>	<p>種別補正</p>
<p>十 地域財政特例 対策償還費</p>	<p>地域財政特例対 策のため平成三 年度から平成五 年度までの各年 度において特別 に発行を許可さ れた地方債の額</p>	<p>種別補正</p>
<p>十一 臨時財政特 例償還費</p>	<p>臨時財政特例対 策のため平成三 年度から平成十 二年までの各 年度において特 別に発行を許可</p>	<p>種別補正</p>

<p>九 地方税減収補 填償償還費</p>	<p>地方税の減収補 填のため平成二 年度から平成二 十二年までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額</p>	<p>種別補正</p>
<p>十 地域財政特例 対策償還費</p>	<p>地域財政特例対 策のため平成二 年度から平成五 年度までの各年 度において特別 に発行を許可さ れた地方債の額</p>	<p>種別補正</p>
<p>十一 臨時財政特 例償還費</p>	<p>臨時財政特例対 策のため平成二 年度から平成十 二年までの各 年度において特 別に発行を許可</p>	<p>種別補正</p>

十二 財源対策債 償還費	された地方債の 額	種別補正
	平成六年度から 平成二十三年 度までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	種別補正
十三及び十四 略		
十五 臨時財政対 策債償還費	臨時財政対策の ため平成十三 年から平成二十 三年度までの各 年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の 額	種別補正
十六 東日本大震 災全国緊急防災	平成二十三年 度において東日本 種別補正	種別補正

十二 財源対策債 償還費	された地方債の 額	種別補正
	平成六年度から 平成二十二 年度までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	種別補正
十三及び十四 略		
十五 臨時財政対 策債償還費	臨時財政対策の ため平成十三 年から平成二十 二年 度までの各 年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の 額	種別補正

	市町村	
	八 一〇七略 補正予算債償 還費	施策債償還費
昭 和 五 十 六 年 度 か ら 平 成 十 年 度 ま だ の 各 年 度 に お い て 国 の 補 正 予 算 等 に 係 る 事 業 費 の 財 源 に 充 て る た め 発 行 を 許 可 さ れ た 地 方 債 に 係 る 元 利 償 還 金	昭 和 五 十 六 年 度 か ら 平 成 十 年 度 ま だ の 各 年 度 に お い て 国 の 補 正 予 算 等 に 係 る 事 業 費 の 財 源 に 充 て る た め 発 行 を 許 可 さ れ た 地 方 債 に 係 る 元 利 償 還 金	大 震 災 全 国 緊 急 防 災 施 策 に 要 す る 費 用 に 充 て る た め 発 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 た 地 方 債 の 額
	種別補正	種別補正

	市町村	
	八 一〇七略 補正予算債償 還費	
昭 和 五 十 五 年 度 か ら 平 成 十 年 度 ま だ の 各 年 度 に お い て 国 の 補 正 予 算 等 に 係 る 事 業 費 の 財 源 に 充 て る た め 発 行 を 許 可 さ れ た 地 方 債 に 係 る 元 利 償 還 金	昭 和 五 十 五 年 度 か ら 平 成 十 年 度 ま だ の 各 年 度 に お い て 国 の 補 正 予 算 等 に 係 る 事 業 費 の 財 源 に 充 て る た め 発 行 を 許 可 さ れ た 地 方 債 に 係 る 元 利 償 還 金	
	種別補正	種別補正

<p>九 地方税減収補 填債償還費</p>	<p>十 地域財政特例 対策債償還費</p>
<p>の各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>の各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>

<p>九 地方税減収補 填債償還費</p>	<p>十 地域財政特例 対策債償還費</p>
<p>の各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>の各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>

<p>十一 臨時財政特 例債償還費</p>	<p>十二 財源対策債 償還費</p>	<p>十三及び十四 略</p>	<p>十五 臨時財政対 策債償還費</p>	<p>れた地方債の額 臨時財政特例対 策のため平成三 年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額</p>	<p>平成六年度から 平成二十三年度 までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額</p>	<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>
---------------------------	-------------------------	---------------------	---------------------------	--	--	-------------	-------------

<p>十一 臨時財政特 例債償還費</p>	<p>十二 財源対策債 償還費</p>	<p>十三及び十四 略</p>	<p>十五 臨時財政対 策債償還費</p>	<p>れた地方債の額 臨時財政特例対 策のため平成二 年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額</p>	<p>平成六年度から 平成二十二年度 までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額</p>	<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>
---------------------------	-------------------------	---------------------	---------------------------	--	--	-------------	-------------

6 ～ 12 略			
	十六 東日本大震災 災全国緊急防災 施策償還費	平成二十三年 度において東日 本 大震災全国緊急 防災施策に要す る費用に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の 額
			種別補正

附則 (平成二十四年度分の交付税の総額の特例)

第四条 平成二十四年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、

第一号から第六号までに掲げる額の合算額に一兆九千七百億円を加算した額から第七号から第九号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日

本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号。附則第十一条及び第十

三条第一項において「平成二十三年度総額特例法」という。）第一条に規

6 ～ 12 略			
			年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の 額

附則 (平成二十三年度分の交付税の総額の特例)

第四条 平成二十三年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、

第一号から第五号までに掲げる額の合算額に一兆八千五百億円を加算した額から第六号及び第七号に掲げる額の合算額を減額した額

定する震災復興特別交付税に充てるための五千四百九十億二千九百七十八万九千円を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号

第一条の規定による改正前の地方交付税法(以下この条及び附則第六条の三第三項第一号において「旧法」という。)附則第四条の二第二項の規定において平成二十四年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 八百六十七億円

三 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十四年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 二千五百五十億円

四 旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十四年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 六千二百三十四億八千五百万円

五 平成二十四年度における交付税の総額を確保するため前各号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 三兆八千三百六十一億七百五十万円

六 平成二十四年度における借入金の額に相当する額 三十三兆四千百七十二億九千五百四十万八千円

七 平成二十三年度における借入金の額に相当する額 三十三兆五千百七十二億九千五百四十万八千円

八 平成二十四年度における特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 二千四百二十八億円

とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号)

第一条の規定による改正前の地方交付税法(以下この条及び附則第六条の三第三項第一号において「旧法」という。)附則第四条の二第二項の規定において平成二十三年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 八百六十七億円

三 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十三年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 六千六百九十五億円

四 平成二十三年度における交付税の総額を確保するため前各号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 三兆八千五百五十四億円

五 平成二十三年度における借入金の額に相当する額 三十三兆五千百七十二億九千五百四十万八千円

六 平成二十二年度における借入金の額に相当する額 三十三兆六千百七十二億九千五百四十万八千円

七 平成二十三年度における特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 四千三百六十一億円

九 旧法附則第四条の二第六項の規定において平成二十四年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 八百二十七億三千六百五十万円

2 平成二十四年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた三千六百二十六億八千七百四十万円を減額する。

(平成二十五年分)から平成六十二年分までの各年度分の交付税の総額の特例等)

第四条の二 平成二十五年分から平成六十二年分までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

- 一 第六条第二項の規定により算定した額
- 二 当該各年度における借入金の額に相当する額
- 三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額
- 四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

(削除)

2 平成二十五年分分の交付税の総額については、前

2 平成二十三年分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第四項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた九百九十八億八千七百四十万円 を減額する。

(平成二十四年度)から平成六十二年分までの各年度分の交付税の総額の特例等)

第四条の二 平成二十四年度から平成六十二年分までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

- 一 第六条第二項の規定により算定した額
- 二 当該各年度における借入金の額に相当する額
- 三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額
- 四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

2 平成二十四年度分の交付税の総額については、平成十九年度における国から地方団体への税源の移譲に伴う交付税の総額の減少の影響を緩和するため、前項の額に八百六十七億円を加算する。

3 平成二十四年度分及び平成二十五年分分の交付税の総額については、第

項の額に二千五百十億円を加算する。

3 平成二十五年から平成三十九年度までの各年度分の交付税の総額は、

、平成二十五年に

あつては第一項の額に前項の規定により加算される額及び五千五百八十一億円を加算した額とし、平成二十六年から平成三十九年度までの各年度にあつては第一項の額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成二十六年	五千百十二億円
平成二十七年	四千六百九十四億円
平成二十八年	四千二百四億円
平成二十九年	三千八百七億円
平成三十年	三千三百六十七億円
平成三十一年	二千九百五十億円
平成三十二年	二千五百十七億円
平成三十三年	二千七十三億円
平成三十四年	千六百三十四億円
平成三十五年	千百九十四億円
平成三十六年	八百七億円
平成三十七年	四百九十六億円
平成三十八年	二百五十二億円

一項の額に二千五百十億円を加算する。

4 平成二十四年から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額は、

平成二十四年にあつては第一項の額に前二項の規定により加算される額及び六千二百三十四億八千五百万円を加算した額とし、平成二十五年に

あつては第一項の額に前項の規定により加算される額及び五千五百八十一億円を加算した額とし、平成二十六年から平成三十八年度までの各年度にあつては第一項の額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成二十六年	五千百十二億円
平成二十七年	四千六百九十四億円
平成二十八年	四千二百四億円
平成二十九年	三千八百七億円
平成三十年	三千三百二十七億円
平成三十一年	二千九百六億円
平成三十二年	二千四百六十九億円
平成三十三年	二千十九億円
平成三十四年	千五百七十五億円
平成三十五年	千百二十九億円
平成三十六年	七百三十六億円
平成三十七年	四百十七億円
平成三十八年	百六十六億円

4 平成二十五年度から平成二十七年までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち、平成十九年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち二千九百九十六億六千二百二十万円及び平成二十年において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち三千九百五十八億六千六百六十九万八千円について

、平成二十五年度に当該年度分の交付税の総額から二千九百七十七億八千七百四十万円を、平成二十六年に当該年度分の交付税の総額から二千三百十七億八千七百四十万円を、平成二十七年に当該年度分の交付税の総額から千六百五十八億九千四百九万八千円をそれぞれ減額する。

5 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額を平成二十五年度から平成四十二年までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、平成二十五年度から平成二十七年までの各年度にあつては第三項の規定による額から八百二十七億三千六百五十万円を、平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同項の規定による額から千八百十一億九千九百万円を、平成三十九年度にあつては同項の規定による額から九百

5 平成二十四年度から平成二十七年までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち、平成十九年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち三千九百九十五億四千九百六十万円及び平成二十年において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち六千五百九十六億六千六百六十九万八千円について、平成二十四年度に当該年度分の交付税の総額から三千六百三十六億八千七百四十万円を、平成二十五年度に当該年度分の交付税の総額から二千九百七十七億八千七百四十万円を、平成二十六年に当該年度分の交付税の総額から二千三百十七億八千七百四十万円を、平成二十七年に当該年度分の交付税の総額から千六百五十八億九千四百九万八千円をそれぞれ減額する。

6 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額を平成二十四年度から平成四十二年までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、平成二十四年度から平成二十七年までの各年度にあつては第四項の規定による額から八百二十七億三千六百五十万円を、平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同項の規定による額から千八百十一億九千九百万円を、

八十三億八千二百五十万円を、平成四十年年度から平成四十二年度までの各年度にあつては第一項の額から九百八十三億八千二百五十万円をそれぞれ減額した額とする。

6 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四号第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

(平成二十五年年度における臨時財政対策のための特例加算)

第四条の三

平成二十五年年度において、地方財政の状況

等に鑑み、交付税の総額の確保を図るためには、同年度分の交付税の総額については、前条第三項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（以下この項において「臨時財政対策債」という。）で平成二十五年年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるものうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなる）と認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第五十号(1)から(5)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る平成二十五年年度における元利償還金の支払に充てられた

平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度にあつては第一項の額から九百八十三億八千二百五十万円をそれぞれ減額した額とする。

7 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四号第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

(平成二十四年度及び平成二十五年年度における臨時財政対策のための特例加算)

第四条の三

平成二十四年度及び平成二十五年年度において、地方財政の状況

等に鑑み、交付税の総額の確保を図るためには、当該各年度分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（以下この項において「臨時財政対策債」という。）で当該各年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるものうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなる）と認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第五十号(1)から(5)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てられた

必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

(特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入)

第五条 略

(削除)

必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

(特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入)

第五条 略

(地方再生対策費の基準財政需要額への算入)

第五条の二 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地方再生対策費	人口	一人につき 九六九 円
市町村	地方再生対策費	人口	一人につき 一、二六〇 円
		耕地及び林野の面積	一ヘクター につき 九〇〇

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それ

(特別の地方債に係る利子支払費の基準財政需要額への算入)

第六条 平成二十四年度から平成二十六年までの各年度に限り、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の數値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
災害復興等のための地方債利子支	一般社団法人及び一般財団法人に關する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法	千円につき 九五〇 円

ぞれ同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位のうち人口については、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その數値を補正することができる。

測定単位	測定単位の數値の算定の基礎	表示単位
一 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人
二 耕地及び林野の面積	最近の世界農業センサスの結果による当該市町村の耕地及び林野（国有林野を除く。）の面積	ヘクタール

(特別の地方債に係る利子支払費の基準財政需要額への算入)

第六条 平成二十三年度から平成二十六年までの各年度に限り、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の數値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
災害復興等のための地方債利子支	一般社団法人及び一般財団法人に關する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法	千円につき 九五〇 円

<p>払費</p>	<p>律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において発行を許可された地方債に係る利子支払額</p>		
<p>測定単位の数値の算定の基礎</p>	<p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十八条の規定による改正前の民法第三十四条の規定により設立された法人で新潟県中越地震に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において発行を許可された地方債で総務大臣が指定したものに係る当</p>	<p>表示単位</p>	<p>千円</p>

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎に
より同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところに
より算定する。

<p>払費</p>	<p>律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において発行を許可された地方債に係る利子支払額</p>		
<p>測定単位の数値の算定の基礎</p>	<p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十八条の規定による改正前の民法第三十四条の規定により設立された法人で新潟県中越地震に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において発行を許可された地方債で総務大臣が指定したものに係る当</p>	<p>表示単位</p>	<p>千円</p>

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎に
より同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところに
より算定する。

該年度における利子支払額

(地域経済・雇用対策) 費の基準財政需要額への算入)

第六条の二 平成二十四年度から平成二十六年までの各年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域経済・雇用対策費	人口	一人につき 二、六三〇円
市町村	地域経済・雇用対策費	人口	一人につき 二、三四〇円

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
------	---------------	------

該年度における利子支払額

(雇用対策・地域資源活用推進費)の基準財政需要額への算入)

第六条の二 平成二十三年から平成二十五年までの各年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	雇用対策・地域資源活用推進費	人口	一人につき 六八〇円
市町村	雇用対策・地域資源活用推進費	人口	一人につき 五二六円

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
------	---------------	------

人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果に よる当該地方団体の人口	人
----	------------------------------------	---

(平成二十四年度及び平成二十五年度)の各年度分の交付税に係る基準
財政需要額の算定方法の特例)

第六条の三 平成二十四年度及び平成二十五年度 各年度分の地方交付

税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、平成二十四年度にあつては第十一条の規定によつて算定した額から、道府県にあつては第一号及び第二号に掲げる額の合算額を、市町村にあつては第一号及び第三号に掲げる額の合算額を控除した額とし、平成二十五年度にあつては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一次の表に掲げる地方公共団体の種類及び算定単位ごとの単価に次項の規定により算定した算定単位の数値を乗じて得た額

地方公共団体の種類	算定単位	単価
道府県	人口	一人につき 四、三九五 円
市町村	人口	一人につき 二、八二一 円

二 三兆二千七百八十五億円に当該道府県の控除前財源不足額 (

この条の規定の適用がないものとした場合に

おける基準財政需要額から前号に掲げる額を控除した額が

基準財政

人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果に よる当該地方団体の人口	人
----	------------------------------------	---

(平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の交付税に係る基準
財政需要額の算定方法の特例)

第六条の三 平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の地方交付

税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、平成二十三年度にあつては第十一条の規定によつて算定した額から、道府県にあつては第一号及び第二号に掲げる額の合算額を、市町村にあつては第一号及び第三号に掲げる額の合算額を控除した額とし、平成二十四年度及び平成二十五年度にあつては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一次の表に掲げる地方公共団体の種類及び算定単位ごとの単価に次項の規定により算定した算定単位の数値を乗じて得た額

地方公共団体の種類	算定単位	単価
道府県	人口	一人につき 九、〇六三 円
市町村	人口	一人につき 五、六六〇 円

二 二兆七千六百三十四億円に当該道府県の控除前財源不足額 (第十条第

三項本文の規定により平成二十三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の規定の適用がないものとした場合に

おける基準財政需要額から前号に掲げる額を控除した額が同項本文の規定により同日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた基準財政

収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。
。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

三 一兆八千八百三十二億円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 前項第一号の算定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該算定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

算定単位	算定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人

3 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 平成二十三年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 平成二十二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。
。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

三 一兆四千二百六十六億円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 前項第一号の算定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該算定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

算定単位	算定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人

3 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの三分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 平成二十二年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 平成二十一年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 平成二十年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成十九年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十二号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

4 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した

この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額からその全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した第一項第一号に掲げる額の合算額を控除した額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した

基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

二 平成二十一年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 平成二十年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

4 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した第十条第三項本文の規定により平成二十三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額からその全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した第一項第一号に掲げる額の合算額を控除した額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した第十条第三項本文の規定により同日までに決定された普通交付税の額の算定に

用いた基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

(削除)

(個人の道府県民税及び市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の二 略

(平成二十四年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の三 平成二十四年度分の交付税に限り、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからリまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律

(東日本大震災全国緊急防災施策に係る地方債の元利償還に要する経費の基準財政需要額への算入)

第六条の四 地方団体が東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年までの間において実施する施策のうち全国的にかつ、緊急に実施する防災のための施策に要する費用に充てるために平成二十三年度に起こした地方債で総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、平成二十四年度以降において、この法律の定めるところにより、当該地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(個人の道府県民税及び市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の二 略

（平成二十四年法律第 号。以下この条において「平成二十四年
地方税法等改正法」という。）及び東日本大震災の被災者等に係る国
税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十
三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」とい
う。）の施行による個人の道府県民税に係る平成二十四年度の東日本
大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定し
た額

ロ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下
この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、東日本大
震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二
十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。
）、震災特例法改正法及び租税特別措置法等の一部を改正する法律（
平成二十四年法律第 号。以下この条において「租税特別措置法
等改正法」という。）の施行による法人の道府県民税に係る平成二十
四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるとこ
ろにより算定した額

ハ 震災特例法の施行による個人が行う事業に対する事業税に係る平成
二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定める
ところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法及び租
税特別措置法等改正法の施行による法人が行う事業に対する事業税に
係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令
で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百十号。以下この条において「平成二十三年法律第二百十号」という。）及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による自動車取得税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

リ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法及び租税特別措置法等改正法の施行による地方人特別譲与税に係る平成二

十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十四年地方税法等改正法及び震災特例法改正法の施行による個人の市町村民税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法及び租税特別措置法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(基準税額等の算定方法の特例)

(基準税額等の算定方法の特例)

第八条 略

(沖縄県に係る基準財政需要額の算定方法等の特例)

第九条 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村に対して交付すべき昭和四十七年度から平成三十三年度までの各年度分の普通交付税の額を算定する場合においては、第十二条第三項の測定単位の算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正、第十四条の基準財政収入額の算定方法その他普通交付税の額の算定上必要な事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第二項の特定被災地方公共団体に對して交付すべき平成二十四年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず又は適当でないと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(新たに指定された指定都市に係る基準税額等の算定基礎の特例)

第十条 略

(平成二十四年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 平成二十四年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から第二十條の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額(以下この条において「返還金等の額」という。)と平成二十三年度総額特例法第四条の規定

第八条 略

(沖縄県に係る基準財政需要額の算定方法等の特例)

第九条 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村に対して交付すべき昭和四十七年度から平成二十三年度までの各年度分の普通交付税の額を算定する場合においては、第十二条第三項の測定単位の算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正、第十四条の基準財政収入額の算定方法その他普通交付税の額の算定上必要な事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(新たに指定された指定都市に係る基準税額等の算定基礎の特例)

第十条 略

により平成二十四年度分として交付すべき交付税の総額に加算された平成二十三年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千四百九十億二千九百七十八万九千円の合算額（以下この条及び次条において「平成二十四年度震災復興特別交付税額」という。）との合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十四年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額と平成二十四年度震災復興特別交付税額との合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額と平成二十四年度震災復興特別交付税額との合算額を加算した額とする。

（平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部の平成二十五年度における交付等）

第十二条 平成二十四年度分として交付すべき交付税の総額のうち平成二十四年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を、平成二十四年度内に交付しないで、第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、平成二十四年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部を平成二十五年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平

成二十五年度分の交付税の総額から第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額（以下この項において「返還金等の額」という。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかったものとした場合における平成二十五年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額と同項の規定により加算された平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部との合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 平成二十四年度及び平成二十五年度において、各地方団体に交付すべき平成二十三年度総額特例法第一条に規定する震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額（東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）第一条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税

の総額」とあるのは、「平成二十四年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額を、平成二十五年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

(平成二十四年度及び平成二十五年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例)

第十四条 平成二十四年度及び平成二十五年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額」とあるのは、平成二十四年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額を控除した額の平成二十三年当初交付税総額（平成二十三年年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十三号）附則第二条の規定により平成二十三年度分として交付すべき交付税の総額に加算された額の合算額をいう。）」と、平成二十五年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部を控除した

額の前年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額のうち平成二十四年度において交付された額を控除した額」とする。

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	経費の種類	測定単位	単位費用
2 河川費	一 警察費 二 土木費 1 道路橋り よう費	警察職員数	一人につき 八、八〇六、〇〇〇 円
		道路の面積	千平方メートルにつき 一六〇、〇〇〇
河川の延長	道路の延長	道路の延長	一キロメートルにつき 二、〇一三、〇〇〇
		河川の延長	一キロメートルにつき 一七二、〇〇〇

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	経費の種類	測定単位	単位費用
2 河川費	一 警察費 二 土木費 1 道路橋り よう費	警察職員数	一人につき 八、八七五、〇〇〇 円
		道路の面積	千平方メートルにつき 一六一、〇〇〇
河川の延長	道路の延長	道路の延長	一キロメートルにつき 二、〇七五、〇〇〇
		河川の延長	一キロメートルにつき 一七三、〇〇〇

3 港湾費			4 その他の人口の延長			3 教育費			3 高等学校		
港湾における係留施設の延長			漁港における係留施設の延長			小学校費			教職員数		
単位	延長期	延長額	単位	延長期	延長額	単位	延長期	延長額	単位	延長期	延長額
メートルにつき	一メートル	二九、二〇〇	メートルにつき	一メートル	一、五五〇	一人につき	六、四三五	〇〇〇	一人につき	六、九九八	〇〇〇

3 港湾費			4 その他の人口の延長			3 教育費			3 高等学校		
港湾における係留施設の延長			漁港における係留施設の延長			小学校費			教職員数		
単位	延長期	延長額	単位	延長期	延長額	単位	延長期	延長額	単位	延長期	延長額
メートルにつき	一メートル	二九、三〇〇	メートルにつき	一メートル	一、六四〇	一人につき	六、六一四	〇〇〇	一人につき	七、一九九	〇〇〇

3 衛生費		2 社会福祉費		1 生活保護費		四 厚生労働費		5 その他の教育費		4 特別支援学校費		費			
人口	一人につき	人口	一人につき	町村部人口	一人につき	の数の数	の幼児、児童及び生徒	人口	一人につき	学級数	一人につき	教職員数	一人につき	生徒数	一人につき
一四、四〇〇		一一、〇〇〇		八、七七〇				一、八三〇		二、二四七、〇〇〇		六、三三二、〇〇〇		六七、九〇〇	
								二四二、〇〇〇							

3 衛生費		2 社会福祉費		1 生活保護費		四 厚生労働費		5 その他の教育費		4 特別支援学校費		費			
人口	一人につき	人口	一人につき	町村部人口	一人につき	の数の数	の幼児、児童及び生徒	人口	一人につき	学級数	一人につき	教職員数	一人につき	生徒数	一人につき
一一、五〇〇		一一、六〇〇		八、一七〇				一、八六〇		二、四〇五、〇〇〇		六、四九六、〇〇〇		六八、〇〇〇	
								二四三、〇〇〇							

2 恩給費		1 徴税費		六 総務費		4 商工行政費		3 水産行政費		五 産業経済費		1 農業行政費		2 林野行政費		5 労働費		4 高齢者保健福祉費																		
恩給受給権	一人に	世帯数	一世帯	人口	一人に	水産業者数	一人に	面積	タール	公有林野の	一ヘク	農家数	一戸に	公有以外の	一ヘク	人口	一人に	上人口	七十五歳以	一人に	上人口	七十五歳以	一人に	農家数	一戸に	林野の面積	タール	一人に	一人に	上人口	七十五歳以	一人に	上人口	六十五歳以	一人に	
一、一三九、〇〇〇		六、三五〇		二、二八〇		三三〇、〇〇〇				一五、八〇〇		一一九、〇〇〇		五、〇二〇		五三五		九一、五〇〇																		四八、〇〇〇

2 恩給費		1 徴税費		六 総務費		4 商工行政費		3 水産行政費		五 産業経済費		1 農業行政費		2 林野行政費		5 労働費		4 高齢者保健福祉費																	
恩給受給権	一人に	世帯数	一世帯	人口	一人に	水産業者数	一人に	面積	タール	公有林野の	一ヘク	農家数	一戸に	公有以外の	一ヘク	人口	一人に	上人口	七十五歳以	一人に	上人口	七十五歳以	一人に	農家数	一戸に	林野の面積	タール	一人に	一人に	上人口	六十五歳以	一人に			
一、二〇一、〇〇〇		六、六五〇		二、二九〇		三三五、〇〇〇				一五、八〇〇		一一二、〇〇〇		五、一一〇		五六五		一〇一、〇〇〇																	五一、四〇〇

		3 地域振興		七 災害復旧費		八 補正予算債 償還費													
可	め	業	等	の	に	で	成	昭	還	係	た	は	い	に	業	災	費	3	者
さ	め	費	に	補	お	の	十	和	金	る	地	許	て	充	害	一	地	数	
れ	発	の	係	正	い	各	年	五	還	元	方	可	同	て	復	人	域		
た	行	財	事	算	国	年	度	十	金	利	債	を	意	る	旧	口	振		
地	を	源	等	の	に	度	か	六	元	債	に	得	又	た	事	に	興		
	許	に	に	の	お	ま	ら	千	に	に	に	は	い	に	千	一			
	可	業	に	の	い	ま	平	円	に	に	に	は	て	千	人				
	さ	費	係	補	国	ま	つ	に	に	に	は	て	千	一					
	れ	の	事	算	に	ま	き	に	に	に	は	て	千	人					
	た	財	等	の	お	ま		に	に	に	は	て	千	一					
	地	源	に	の	い	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		に	係	補	国	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		充	事	算	に	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		て	等	の	お	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		ら	に	の	い	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	係	補	国	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	事	算	に	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	等	の	お	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	に	の	い	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	係	補	国	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	事	算	に	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	等	の	お	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	に	の	い	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	係	補	国	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	事	算	に	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	等	の	お	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	に	の	い	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	係	補	国	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	事	算	に	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	等	の	お	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	に	の	い	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	係	補	国	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	事	算	に	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	等	の	お	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	に	の	い	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	係	補	国	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	事	算	に	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	等	の	お	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	に	の	い	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	係	補	国	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	事	算	に	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	等	の	お	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	に	の	い	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	係	補	国	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	事	算	に	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	等	の	お	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	に	の	い	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	係	補	国	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	事	算	に	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	等	の	お	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	に	の	い	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	係	補	国	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	事	算	に	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	等	の	お	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	に	の	い	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	係	補	国	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	事	算	に	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	等	の	お	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	に	の	い	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	係	補	国	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	事	算	に	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	等	の	お	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	に	の	い	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	係	補	国	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	事	算	に	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	等	の	お	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	に	の	い	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	係	補	国	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	事	算	に	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	等	の	お	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	に	の	い	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	係	補	国	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	事	算	に	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	等	の	お	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	に	の	い	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	係	補	国	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	事	算	に	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	等	の	お	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	に	の	い	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	係	補	国	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	事	算	に	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	等	の	お	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	に	の	い	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	係	補	国	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	事	算	に	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	等	の	お	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	に	の	い	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	係	補	国	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	事	算	に	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	等	の	お	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	に	の	い	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	係	補	国	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	事	算	に	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	等	の	お	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	に	の	い	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	係	補	国	ま		に	に	に	は	て	千	一					
		た	事	算	に	ま		に	に	に	は	て							

十二 財源対策 債償還費		十三 減税補填 債償還費	
から平成二 十三年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債 の額	平成六年度 地方債の額	個人の道府 県民税に係 る特別減税 等による平 成六年度か ら平成八年	千円に つき
での各年度 において特 別に発行を 許可された 地方債の額	五八	千円に つき	六七

十二 財源対策 債償還費		十三 減税補填 債償還費	
から平成二 十二年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債 の額	平成六年度 地方債の額	個人の道府 県民税に係 る特別減税 等による平 成六年度か ら平成八年	千円に つき
での各年度 において特 別に発行を 許可された 地方債の額	五八	千円に つき	六八

十五	臨時財政 対策債償還費	臨時財政対 策のため平 成十三年度 から平成二 十三年度ま での各年度 において特 別に起こす ことができ ることとさ れた地方債 の額	千円に つき	六 七
十六	東日本大 震災全国緊急 防災施策債償 還費	平成二十三 年度におい て東日本大 震災全国緊 急防災施策 に要する費 用に充てる ため発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債	千円に つき	六

十五	臨時財政 対策債償還費	臨時財政対 策のため平 成十三年度 から平成二 十二年度ま での各年度 において特 別に起こす ことができ ることとさ れた地方債 の額	千円に つき	六 八
----	----------------	---	-----------	--------

市町村		の額
一 消防費	人口	
一人につき	一一、三〇〇	円
二 土木費		
1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートル
七九、六〇〇		
2 港湾費	港湾における係留施設の延長	メートル
二七、六〇〇		
	港湾における外郭施設の延長	メートル
六、一〇〇		
	漁港における係留施設の延長	メートル
一一、六〇〇		

市町村		の額
一 消防費	人口	
一人につき	一一、二〇〇	円
二 土木費		
1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートル
八二、四〇〇		
2 港湾費	港湾における係留施設の延長	メートル
二八、九〇〇		
	港湾における外郭施設の延長	メートル
六、一一〇		
	漁港における係留施設の延長	メートル
一一、九〇〇		

		3 都市計画費		4 公園費		5 下水道費		6 その他の土木費		三 教育費		1 小学校費	
漁港における外郭施設の延長	都市計画区	人口	人口	都市公園の面積	人口	人口	人口	人口	人口	児童数	学級数	学校数	延長
メートル	一人につき	一人につき	一人につき	千平方メートル	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
四、三八〇	一、〇一〇	五六一	九四	三七、七〇〇				一、八二〇		四四、八〇〇	九一四、〇〇〇	九、四四一、〇〇〇	

		3 都市計画費		4 公園費		5 下水道費		6 その他の土木費		三 教育費		1 小学校費	
漁港における外郭施設の延長	都市計画区	人口	人口	都市公園の面積	人口	人口	人口	人口	人口	児童数	学級数	学校数	延長
メートル	一人につき	一人につき	一人につき	千平方メートル	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
四、四〇〇	一、〇五〇	六一一	九四	三七、七〇〇				一、八八〇		四三、三〇〇	九一六、〇〇〇	九、四六三、〇〇〇	

4 高齢者保健福祉費		3 保健衛生費		2 社会福祉費		1 生活保護費		四 厚生費		教育費		3 高等学校費		2 中学校費			
上人口	六十五歳以上人口	人口	一人につき	人口	一人につき	市部人口	一人につき	児数	幼稚園の幼児数	人口	一人につき	生徒数	一人につき	学校数	学級数	生徒数	一人につき
	六五、六〇〇	六、四六〇	一人につき	一九、六〇〇	一人につき	八、九七〇	一人につき		三五三、〇〇〇	五、一八〇	一人につき	八一、二〇〇	一人につき	七、〇九六、〇〇〇	九、九一七、〇〇〇	一、一四九、〇〇〇	四二、三〇〇

4 高齢者保健福祉費		3 保健衛生費		2 社会福祉費		1 生活保護費		四 厚生費		教育費		3 高等学校費		2 中学校費			
上人口	六十五歳以上人口	人口	一人につき	人口	一人につき	市部人口	一人につき	児数	幼稚園の幼児数	人口	一人につき	生徒数	一人につき	学校数	学級数	生徒数	一人につき
	七〇、八〇〇	六、五七〇	一人につき	一八、八〇〇	一人につき	八、三七〇	一人につき		三五五、〇〇〇	五、二〇〇	一人につき	七八、九〇〇	一人につき	七、二六九、〇〇〇	九、九七一、〇〇〇	一、二一一、〇〇〇	四一、七〇〇

3 地域振興費		2 戸籍住民基本台帳費		1 徴税費		六 総務費		3 商工行政費		2 林野水産行政費		五 産業経済費		5 清掃費	
面積	人口	世帯数	戸籍数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	人口	人口	産業者数	林業及び水産の従業者数	農家数	農家数	人口	七十五歳以上人口
一平方 キロメ ツキ	一人に ツキ	一世帯 につき	一籍に ツキ	一世帯 につき	一世帯 につき	一世帯 につき	一世帯 につき	一人に ツキ	一人に ツキ	一人に ツキ	一人に ツキ	一戸に ツキ	一戸に ツキ	一人に ツキ	一人に ツキ
一、二二九、〇〇〇	二、二八〇	二、三六〇	一、五四〇	五、三〇〇				一、四八〇			二八九、〇〇〇	八三、八〇〇		五、二三〇	八一、四〇〇

3 地域振興費		2 戸籍住民基本台帳費		1 徴税費		六 総務費		3 商工行政費		2 林野水産行政費		五 産業経済費		5 清掃費	
面積	人口	世帯数	戸籍数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	人口	人口	産業者数	林業及び水産の従業者数	農家数	農家数	人口	七十五歳以上人口
一平方 キロメ ツキ	一人に ツキ	一世帯 につき	一籍に ツキ	一世帯 につき	一世帯 につき	一世帯 につき	一世帯 につき	一人に ツキ	一人に ツキ	一人に ツキ	一人に ツキ	一戸に ツキ	一戸に ツキ	一人に ツキ	一人に ツキ
一、二二九、〇〇〇	二、二三〇	二、八八〇	一、五五〇	五、八〇〇				一、四八〇			二八五、〇〇〇	九〇、七〇〇		五、四四〇	九二、〇〇〇

九 補正予算債 償還費		八 辺地対策事 業債償還費						七 災害復旧費					
成 十 年 度 ま	昭 和 五 十 六 年 度 か ら 平 つ き	昭 和 五 十 六 年 度 か ら 平 つ き	還 金	係 る 元 利 償	た 地 方 債 に	は 許 可 を 得	い て 同 意 又	め 発 行 に つ	に 充 て る た	業 費 の 財 源	災 害 復 旧 事	千 円 に	一 ト ル に つ き
												九 五 〇	
												八 〇 〇	

九 補正予算債 償還費		八 辺地対策事 業債償還費						七 災害復旧費					
成 十 年 度 ま	昭 和 五 十 五 年 度 か ら 平 つ き	昭 和 五 十 五 年 度 か ら 平 つ き	還 金	係 る 元 利 償	た 地 方 債 に	は 許 可 を 得	い て 同 意 又	め 発 行 に つ	に 充 て る た	業 費 の 財 源	災 害 復 旧 事	千 円 に	一 ト ル に つ き
												九 五 〇	
												八 〇 〇	

での各年度	において国	の補正予算	等に係る事	業費の財源	に充てられた	め発行を許	可された地	方債に係る	元利償還金	平成十一年	度から平成	十四年度ま	で及び平成	十六年度か	ら平成二十	三年度まで	の各年度に	において国の	補正予算等	に係る事業	費の財源に	充てられた
										千円に	つき											

五五

での各年度	において国	の補正予算	等に係る事	業費の財源	に充てられた	め発行を許	可された地	方債に係る	元利償還金	平成十一年	度から平成	十四年度ま	で及び平成	十六年度か	ら平成二十	二年度まで	の各年度に	において国の	補正予算等	に係る事業	費の財源に	充てられた
										千円に	つき											

五六

十二 臨時財政 特別償還費	臨時財政特 例対策のた つき	方債の額	可された地	に発行を許	千円に	三七	十三 財源対策 償還費	平成六年度 から平成二 十三年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意 又は許可を	千円に 五六

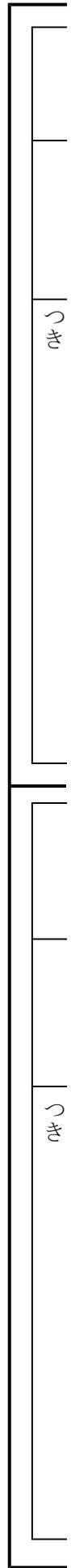
十二 臨時財政 特別償還費	臨時財政特 例対策のた つき	方債の額	可された地	に発行を許	千円に	四〇	十三 財源対策 償還費	平成六年度 から平成二 十二年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意 又は許可を	千円に 五八

十五 臨時税収	十四 減税補填 債償還費										得た地方債 の額	
	臨時税収補 額	た地方債の こととされ とができる に起こすこ において特別 該各年度に するため当 減収を補填 の各年度の 八年度まで から平成十 平成十年 度まで及び ら平成八年 成六年度か 等による平 る特別減税 村民税に係 つき	個人 の市町 千円に	八七								
千円に												
五三												

十五 臨時税収	十四 減税補填 債償還費										得た地方債 の額	
	臨時税収補 額	た地方債の こととされ とができる に起こすこ において特別 該各年度に するため当 減収を補填 の各年度の 八年度まで から平成十 平成十年 度まで及び ら平成八年 成六年度か 等による平 る特別減税 村民税に係 つき	個人 の市町 千円に	八九								
千円に												
五三												

市町村	道府県	種 類	地 方 団 体 の	測 定 単 位	単 位 費 用	別表第二(第十二条第五項関係)	還費	
							震災全国緊急防災施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	
人口 面積	人口 面積							
一人につき 一平方キロ メートルに	一人につき 一平方キロ メートルに つき							
二、五八三、〇〇〇 二二、〇七〇 円	一、二九一、〇〇〇 一一、九六〇 円							

市町村	道府県	種 類	地 方 団 体 の	測 定 単 位	単 位 費 用	別表第二(第十二条第五項関係)	還費	
							震災全国緊急防災施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	
人口 面積	人口 面積							
一人につき 一平方キロ メートルに	一人につき 一平方キロ メートルに つき							
二、五六四、〇〇〇 二二、五〇〇 円	一、二六二、〇〇〇 一一、一二〇 円							



改正案		現行	
<p>附則</p> <p>（交付税及び譲与税配付金勘定における借入金の特例）</p> <p>第四条 交付税及び譲与税配付金勘定において、平成二十四年度から平成六十一年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十四年度にあつては三十三兆四千百七十二億九千五百四十万八千円を、平成二十五年度から平成三十三年度までの各年度にあつては三十三兆四千百七十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、平成三十四年度から平成六十一年度までの各年度にあつては二十八兆九千七百七十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、同勘定の負担において、借入金を行うことができる。</p>			
年度	控除額	年度	控除額
平成二十五年 平成二十六年	千億 二千億	平成二十四年 平成二十五年 平成二十六年	千億 千億 二千億
<p>附則</p> <p>（交付税及び譲与税配付金勘定における借入金の特例）</p> <p>第四条 交付税及び譲与税配付金勘定において、平成二十三年度から平成六十一年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十三年度にあつては三十三兆五千百七十二億九千五百四十万八千円を、平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度にあつては三十三兆五千百七十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、平成三十四年度から平成六十一年度までの各年度にあつては二十八兆九千七百七十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、同勘定の負担において、借入金を行うことができる。</p>			

平成二十七年	三千億円
平成二十八年	四千億円
平成二十九年	五千億円
平成三十年	六千億円
平成三十一年	七千億円
平成三十二年	八千億円
平成三十三年	九千億円

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることができる。

(交付税及び譲与税配付金勘定における一般会計からの繰入金の特例)

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金額は、平成二十四年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号から第五号までに掲げる額の合算額を加算した額に一兆千億円を加算した額から同項第九号に掲げる額を減額した額 とし

、平成二十五年度にあつては第二十四条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成二十六年及び平成二十七年にあつては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第三号に掲

平成二十七年	三千億円
平成二十八年	四千億円
平成二十九年	五千億円
平成三十年	六千億円
平成三十一年	七千億円
平成三十二年	八千億円
平成三十三年	九千億円

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることができる。

(交付税及び譲与税配付金勘定における一般会計からの繰入金の特例)

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金額は、平成二十三年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号から第四号までに掲げる額の合算額を加算した額に一兆三千五百億円を加算した額 とし、平成

二十四年度にあつては第二十四条の規定により算定した額に第一号から第三号までに掲げる額の合算額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成二十五年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号及び第三号に掲げる額の合算額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成二十六年及び平成二十七年にあつては同条の規定により算定した額に第三号に掲げる額を加算した額から第四号に掲

げる額を減額した額とし、平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度にあっては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度にあっては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第五号に掲げる額を減額した額とする。

(削除)

一 地方交付税法附則第四条の二第二項の規定により

平成二十五年度分の交付税の総額に加算する金額 二千五百十億円

二 次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十五年度	五千五百八十一億円
平成二十六年 度	五千百十二億円
平成二十七年 度	四千六百九十四億円
平成二十八 年度	四千二百四億円
平成二十九 年度	三千八百七億円
平成三十年 度	三千三百六十七億円
平成三十一年 度	二千九百五十億円
平成三十二年 度	二千五百十七億円

げる額を減額した額とし、平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度にあっては同条の規定により算定した額に第三号に掲げる額を加算した額から第五号に掲げる額を減額した額とし、

平成三十九年度から平成四十二年 度までの各年度にあっては同条の規定により算定した額から第六号に掲げる額を減額した額とする。

一 地方交付税法附則第四条の二第二項の規定により平成二十四年度分の交付税の総額に加算する金額 八百六十七億円

二 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成二十四年度分及び平成二十五年度分の交付税の総額に加算する金額 二千五百十億円

三 次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十四年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年度	五千五百八十一億円
平成二十六年 度	五千百十二億円
平成二十七 年度	四千六百九十四億円
平成二十八 年度	四千二百四億円
平成二十九 年度	三千八百七億円
平成三十年 度	三千三百二十七億円
平成三十一年 度	二千九百六億円
平成三十二年 度	二千四百六十九億円

平成三十三年度	二千七十三億円
平成三十四年度	千六百三十四億円
平成三十五年度	千百九十四億円
平成三十六年度	八百七億円
平成三十七年度	四百九十六億円
平成三十八年度	二百五十二億円
平成三十九年度	九十八億円

- 三| 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成二十五年度から平成二十七年までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 八百二十七億三千六百五十万円
- 四| 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八百一十一億千九百万円
- 五| 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成三十九年度から平成四十二年までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百八十三億八千二百五十万円

例) (交付税及び譲与税配付金勘定における 繰入れの特)

第十条 第六条の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三条第一項に規定する地方特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

2 平成二十四年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律

平成三十三年度	二千十九億円
平成三十四年度	千五百七十五億円
平成三十五年度	千百二十九億円
平成三十六年度	七百三十六億円
平成三十七年度	四百十七億円
平成三十八年度	百六十六億円

- 四| 地方交付税法附則第四条の二第六項の規定により平成二十四年度から平成二十七年までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 八百二十七億三千六百五十万円
- 五| 地方交付税法附則第四条の二第六項の規定により平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八百一十一億千九百万円
- 六| 地方交付税法附則第四条の二第六項の規定により平成三十九年度から平成四十二年までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百八十三億八千二百五十万円

例) (交付税及び譲与税配付金勘定における地方特例交付金に係る繰入れ)

第十条 第六条の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第三項に規定する地方特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

第六十四号) 附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融资特別会計の投資勘定から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

(交付税及び譲与税配付金勘定の歳入及び歳出の特例)

第十一条 第二十三条の規定によるほか、附則第四条第一項の規定による借入金又は同条第三項、附則第五条若しくは前条第一項の規定による一般会計からの繰入金はそれぞれその借入れをした年度又はその繰入れをした年度における交付税及び譲与税配付金勘定の歳入とし、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律による地方特例交付金又は附則第四条第一項の規定による借入金の償還金及び利子はその支出をした年度における同勘定の歳出とする。

2 当分の間、第二十三条の規定によるほか、地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)による地方法人特別税の収入は交付税及び譲与税配付金勘定の歳入とし、同法による地方法人特別譲与税の譲与金は同勘定の歳出とする。

3 第二十三条の規定によるほか、前条第二項の規定により財政投融资特別会計の投資勘定から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられた繰入金
は、同勘定の歳入とする。

(国債整理基金特別会計の歳出の特例)

第十二条 略

(日本郵政株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所屬替)

第十二条の二 略

(交付税及び譲与税配付金勘定の歳入及び歳出の特例)

第十一条 第二十三条の規定によるほか、附則第四条第一項の規定による借入金又は同条第三項、附則第五条若しくは前条の規定による一般会計からの繰入金はそれぞれその借入れをした年度又はその繰入れをした年度における交付税及び譲与税配付金勘定の歳入とし、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律による地方特例交付金又は附則第四条第一項の規定による借入金の償還金及び利子はその支出をした年度における同勘定の歳出とする。

2 当分の間、第二十三条の規定によるほか、地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)による地方法人特別税の収入は交付税及び譲与税配付金勘定の歳入とし、同法による地方法人特別譲与税の譲与金は同勘定の歳出とする。

(国債整理基金特別会計の歳出の特例)

第十二条 略

(日本郵政株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所屬替)

第十二条の二 略

(財政投融资特別会計の投資勘定の歳出の特例)

第十二条の三 第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第二項の規定による財政投融资特別会計の投資勘定から交付税及び譲与税配付金勘定

への繰入金は、財政投融资特別会計の投資勘定の歳出とする。

(エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定の歳入及び歳出の特例等

)

第十三条 略

(エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定の歳入及び歳出の特例等

)

第十三条 略

改正案	現行
<p>（都道府県等の当せん金付証券の発売）</p> <p>第四条 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十二条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項及び第六条第三項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができる。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする都道府県及び特定市は、第七条第一項に掲げる事項及び当せん金付証券の発売により調達する資金を財源とする公共事業等の計画を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 総務大臣は、第一項の規定による市の指定及び同項の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 当せん金付証券については、これに記載すべき情報を記録した電磁的記</p>	<p>（都道府県等の当せん金付証券の発売）</p> <p>第四条 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十二条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項</p> <p>において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができる。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする都道府県及び特定市は、第七条第一項に掲げる事項及び当せん金付証券の発売により調達する資金を財源とする公共事業等の計画を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 総務大臣は、第一項の規定による市の指定及び同項の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。</p>

録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の作成をもつて、その作成に代えることができる。この場合においては、当該電磁的記録は当せん金付証券と、当該電磁的記録に記録された情報の内容は当せん金付証券に表示された記載とみなす。

（当せん金付証券の当せん金品の限度）

第五条 当せん金付証券の当せん金品の金額又は価格の総額は、その発売総額の五割に相当する額（加算型当せん金付証券にあつては、その額に加算金（第二条第二項の加算金をいう。以下同じ。）の額を加えた額）をこえてはならない。

2 一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の五十万倍に相当する額を超えてはならない。ただし、総務大臣が当せん金付証券に関する世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証券については、一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の二百五十万倍（総務大臣の指定する当せん金付証券が加算型当せん金付証券である場合で加算金のあるときにあつては、五百万倍）に相当する額を超えない範囲の額とすることができる。

（当せん金付証券の売買）

第六条 当せん金付証券の作成、売りさばきその他発売及び当せん金品の支払又は交付（以下「当せん金付証券の発売等」という。）については、都道府県知事又は特定市の市長は、当せん金付証券の発売等の事務のうち都道府県又は特定市が自ら行うものを除き、銀行その他政令で定める金融機

（当せん金付証券の当せん金品の限度）

第五条 当せん金付証券の当せん金品の金額又は価格の総額は、その発売総額の五割に相当する額（加算型当せん金付証券にあつては、その額に加算金（第二条第二項の加算金をいう。以下同じ。）の額を加えた額）をこえてはならない。

2 一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の二十万倍に相当する額を超えてはならない。ただし、総務大臣が当せん金付証券に関する世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証券については、一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の百万倍（総務大臣の指定する当せん金付証券が加算型当せん金付証券である場合で加算金のあるときにあつては、二百万倍）に相当する額を超えない範囲の額とすることができる。

（当せん金付証券の売買）

第六条 当せん金付証券の作成、売りさばきその他発売及び当せん金品の支払又は交付（以下「当せん金付証券の発売等」という。）については、都道府県知事又は特定市の市長は

、銀行その他政令で定める金融機

関（以下「銀行等」という。）の申請により、その事務をこれに委託して取り扱わせることができる。

2 銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定により委託を受けた事務を行うことができる。

3 都道府県知事又は特定市の市長は、第一項の規定による委託を行おうとする場合には、当せん金付証券の発売等の事務のうち銀行等に委託して取り扱わせるもの（以下この項において「委託対象事務」という。）の範囲及び、一定期日までに申請する銀行等に対し、委託対象事務

を委託して取り扱わせ、かつ、当せん金付証券の売得金のうち、次の各号に掲げる金額の合計額に相当するものを帰属させる旨を、当該当せん金付証券の発売期間の初日の三月前まで（災害その他特別の事情に対応するための公共事業等の費用の財源に充てるために緊急に発売する必要があるものとして総務大臣が指定する当せん金付証券に係る委託対象事務を委託して取り扱わせる場合にあつては、当該当せん金付証券の発売期間の初日の一月前まで）に公告しなければならない。

一 当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に対する一定の手数料相当額

二 前号に掲げるもの並びに当せん金付証券の購入者に支払った当せん金及びその者に交付した当せん品の購入に必要な経費の金額（以下「手数料相当額等」という。）を除くほか、委託対象事務の実施に必要な一定の経費の金額。ただし、手数料相当額等をもつて賄われるべき経費以外の経費で委託対象事務の実施に要したものの金額が当該一定の経費の金額に満たないときは、その要した経費の金額

関（以下「銀行等」という。）の申請により、その事務をこれに委託して取り扱わせる。

2 銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定により委託を受けた事務を行うことができる。

3 都道府県知事又は特定市の市長は、第一項の委託に先立ち、

一定期日までに申請する銀行等に対し、当せん金付証券の発売等の事務を委託して取り扱わせ、かつ、当せん金付証券の売得金のうち、次の各号に掲げる金額の合計額に相当するものを帰属させる旨を、当該当せん金付証券の発売期間の初日の三月前まで

に公告しなければならない。

一 当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に対する一定の手数料相当額

二 前号に掲げるもの並びに当せん金付証券の購入者に支払った当せん金及びその者に交付した当せん品の購入に必要な経費の金額（以下「手数料相当額等」という。）を除くほか、当せん金付証券の発売等に必要な一定の経費の金額。ただし、手数料相当額等をもつて賄われるべき経費以外の経費で当せん金付証券の発売等に要したものの金額が当該一定の経費の金額に満たないときは、その要した経費の金額

4 前項第一号に掲げる手数料相当額の料率は、一当せん金付証券につき、証券金額の一割を超えない範囲で、発売する都道府県知事又は特定市の市長が、これを定める。

5 第一項の規定に基づいて委託を受けた銀行等（以下「受託銀行等」という。）は、その委託に係る都道府県知事又は特定市の市長の承認を得て、他の者に同項の規定により委託を受けた 事務の一部を再委託することができる。

6 都道府県知事又は特定市の市長は、前項の承認をどうかを判断するために必要とされる基準を定め、あらかじめ公表しなければならない。

7 何人も、当せん金付証券を転売してはならない。

（当せん金付証券に関する告示）

第七条 都道府県知事又は特定市の市長は、当せん金付証券の発売につき、第四条第一項の規定により許可を受けたときは、その発売前に、次に掲げる事項を告示しなければならない。

一 名称

二 受託銀行等の名称及び所在地

三 発売の数及び総額

四 証券金額

五 発売期間

六 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

七 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は当せん金品を受領できないこと

4 前項第一号に掲げる手数料相当額の料率は、一当せん金付証券につき、証券金額の一割を超えない範囲で、発売する都道府県知事又は特定市の市長が、これを定める。

5 第一項の規定に基づいて委託を受けた銀行等（以下「受託銀行等」という。）は、その委託に係る都道府県知事又は特定市の市長の承認を得て、他の者に当該委託を受けた当せん金付証券の発売等の事務の一部を再委託することができる。

6 都道府県知事又は特定市の市長は、前項の承認をどうかを判断するために必要とされる基準を定め、あらかじめ公表しなければならない。

7 何人も、当せん金付証券を転売してはならない。

（当せん金付証券に関する告示）

第七条 都道府県知事又は特定市の市長は、当せん金付証券の発売につき、第四条第一項の規定により許可を受けたときは、その発売前に、次に掲げる事項を告示しなければならない。

一 名称

二 受託銀行等の名称及び所在地

三 発売の数及び総額

四 証券金額

五 発売期間

六 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

七 受託銀行等 から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は当せん金品を受領できないこと

- 八 証券を転売できないこと
- 九 その他必要な事項

2 前項の告示は、当せん金付証券の発売後は、これを変更することができない。

(証券の記載事項)

第九条 当せん金付証券には、次の各号に掲げる事項を記載しなければなら

- 一 名称
- 二 発売者
- 三 受託銀行等の名称
- 四 証券金額
- 五 くじ引に必要な組及び番号又は表示
- 六 第十条に掲げる事項
- 七 当せん金付証券の当せん金品の債権の時効完成の年月日
- 八 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は当せん金品を受領できないこと
- 九 証券を転売できないこと

(当せん金品の支払)

第十一条 当せん金付証券の当せん金品は、都道府県、特定市若しくは受託銀行等から直接に当せん金付証券を購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人に対して、当せんを確認することができる当せん金付証券と引換えに、これを支払い、又

- 八 証券を転売できないこと
- 九 その他必要な事項

2 前項の告示は、当せん金付証券の発売後は、これを変更することができない。

(証券の記載事項)

第九条 当せん金付証券には、次の各号に掲げる事項を記載しなければなら

- 一 名称
- 二 発売者
- 三 受託銀行等の名称
- 四 証券金額
- 五 くじ引に必要な組及び番号又は表示
- 六 第十条に掲げる事項
- 七 当せん金付証券の当せん金品の債権の時効完成の年月日
- 八 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は当せん金品を受領できないこと
- 九 証券を転売できないこと

(当せん金品の支払)

第十一条 当せん金付証券の当せん金品は、受託銀行等から直接に当せん金付証券を購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人に対して、当せんを確認することができる当せん金付証券と引換えに、これを支払い、又

は交付する。

2 当せん金付証券を発売した都道府県、特定市又は受託銀行等は、都道府県、特定市若しくは受託銀行等から直接に当せん金付証券を購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他一般の承継人に対してのみ、その当せん金品を支払い、又は交付する責めに任ずる。

第十一条の二 前条の規定の適用については、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）の規定により当せん金付証券を保管している警察署長又は同法及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百四十条の規定により当せん金付証券の所有権を取得した者は、都道府県、特定市又は受託銀行等から直接に当せん金付証券を購入した者とみなす。

2 前項に規定する警察署長は、当該当せん金付証券の当せん金品の債権が時効により消滅するおそれがある場合に限り、都道府県、特定市又は受託銀行等に対し、当該当せん金品の支払又は交付の請求をしなければならぬ。

3 前二項の規定により警察署長が受領した当せん金付証券の当せん金品に対する遺失物法及び民法第二百四十条の規定の適用については、当該当せん金品は、その警察署長が保管していた当該当せん金付証券とみなす。

（受託銀行等の経理）

第十四条 受託銀行等は、第六条第一項の規定により委託を受けた事務に関する経理については、その通常の業務の勘定と別な勘定を設けて行い、かつ、その勘定に属する資金を、総務省令で定めるところにより確実かつ有利な方法により管理する場合を除き、貸付け、投資その他の通常の業務に

は交付する。

2 当せん金付証券を発売した都道府県、特定市又は受託銀行等は、受託銀行等から直接に当せん金付証券を購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他一般の承継人に対してのみ、その当せん金品を支払い、又は交付する責めに任ずる。

第十一条の二 前条の規定の適用については、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）の規定により当せん金付証券を保管している警察署長又は同法及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百四十条の規定により当せん金付証券の所有権を取得した者は、受託銀行等から直接に当せん金付証券を購入した者とみなす。

2 前項に規定する警察署長は、当該当せん金付証券の当せん金品の債権が時効により消滅するおそれがある場合に限り、受託銀行等に対し、当該当せん金品の支払又は交付の請求をしなければならぬ。

3 前二項の規定により警察署長が受領した当せん金付証券の当せん金品に対する遺失物法及び民法第二百四十条の規定の適用については、当該当せん金品は、その警察署長が保管していた当該当せん金付証券とみなす。

（受託銀行等の経理）

第十四条 受託銀行等は、当せん金付証券の発売等に関する経理については、その通常の業務の勘定と別な勘定を設けて行い、かつ、その勘定に属する資金を、総務省令で定めるところにより確実かつ有利な方法により管理する場合を除き、貸付け、投資その他の通常の業務に

使用してはならない。

(受託銀行等の納付金等)

第十六条 受託銀行等は、都道府県又は特定市の発売する当せん金付証券の売得金のうち、その金額から当せん金付証券の購入者に支払うべき当せん金の額及びその者に交付すべき当せん品の購入に必要な経費の金額並びに当該当せん金付証券についての第六条第三項第一号に掲げる金額及び同項第二号本文に規定する一定の経費の金額の合計額（加算型当せん金付証券にあつては、その額に次回の加算型当せん金付証券を発売する場合における加算金とされるもの（次項及び第三項において「加算予定金」という。）の金額を加えた額）を控除した残額に相当するものを、その発売期間満了後一月を超えない範囲で当該都道府県知事又は当該特定市の市長の指定する期間内に、当該都道府県又は当該特定市に納付するものとする。

2 受託銀行等は、都道府県又は特定市が発売した加算型当せん金付証券に係る加算予定金を管理する場合において、当該都道府県又は当該特定市が次回の加算型当せん金付証券を発売するときは、その発売期間の末日までに、当該都道府県、当該特定市又は次回の加算型当せん金付証券に係る受託銀行等に当該加算予定金を引き渡さなければならない。

3 受託銀行等は、都道府県又は特定市が発売した加算型当せん金付証券に係る加算予定金を管理する場合において、当該加算型当せん金付証券の発売期間満了後一年以内に次回の加算型当せん金付証券が発売されないときは、当該加算予定金を、当該発売期間満了後一年を経過した日から一月を超えない範囲で当該都道府県知事又は当該特定市の市長の指定する期間内に、当該都道府県又は当該特定市に納付しなければならない。

使用してはならない。

(受託銀行等の納付金等)

第十六条 受託銀行等は、都道府県又は特定市の発売する当せん金付証券の売得金のうち、その金額から当せん金付証券の購入者に支払うべき当せん金の額及びその者に交付すべき当せん品の購入に必要な経費の金額並びに当該当せん金付証券についての第六条第三項第一号に掲げる金額及び同項第二号本文に規定する一定の経費の金額の合計額（加算型当せん金付証券にあつては、その額に次回の加算型当せん金付証券を発売する場合における加算金とされるもの（次項及び第三項において「加算予定金」という。）の金額を加えた額）を控除した残額に相当するものを、その発売期間満了後一月を超えない範囲で当該都道府県知事又は当該特定市の市長の指定する期間内に、当該都道府県又は当該特定市に納付するものとする。

2 受託銀行等は、都道府県又は特定市が発売した加算型当せん金付証券に係る加算予定金を管理する場合において、当該都道府県又は当該特定市が次回の加算型当せん金付証券を発売するときは、その発売期間の末日までに、その受託銀行等に
に当該加算予定金を引き渡さなければならない。

3 受託銀行等は、都道府県又は特定市が発売した加算型当せん金付証券に係る加算予定金を管理する場合において、当該加算型当せん金付証券の発売期間満了後一年以内に次回の加算型当せん金付証券が発売されないときは、当該加算予定金を、当該発売期間満了後一年を経過した日から一月を超えない範囲で当該都道府県知事又は当該特定市の市長の指定する期間内に、当該都道府県又は当該特定市に納付しなければならない。

4 受託銀行等は、都道府県又は特定市の発売する当せん金付証券の当せん金品の債権が第十二条の規定により時効により消滅すべき日から二月を超えない範囲で当該都道府県知事又は当該特定市の市長の指定する期間内に、次の各号に掲げる金額の合計額に相当する金額を、当該都道府県又は当該特定市に納付しなければならない。

一 当該当せん金付証券につき支払うべきであった当せん金の合計額からその当せん金の債権の消滅の際までに支払った当せん金の合計額を控除した残額

二 当該当せん金付証券につき交付すべきであった当せん品でその債権の消滅の際までに交付しなかつたものその際における時価に相当する金額

三 当該当せん金付証券の当せん金品でその債権が時効により消滅したものに於ける第六条第三項第一号に掲げる金額

四 手数料相当額等をもつて賄われるべき経費以外の経費で当該当せん金付証券の発売等について第六条第一項の規定により委託を受けた事務の実施に要したものの金額が、当該当せん金付証券についての同条第三項第二号本文に規定する一定の経費の金額に満たないときは、当該一定の経費の金額からその要した経費の金額を控除した残額

5 受託銀行等は、第十四条の規定により設けられた勘定に属する資金の管理により毎月の初日から末日までの間に生じた運用利益金に相当する金額を、総務省令で定めるところにより、翌月の十日までに都道府県又は特定市に納付しなければならない。

(罰則)

4 受託銀行等は、都道府県又は特定市の発売する当せん金付証券の当せん金品の債権が第十二条の規定により時効により消滅すべき日から二月を超えない範囲で当該都道府県知事又は当該特定市の市長の指定する期間内に、次の各号に掲げる金額の合計額に相当する金額を、当該都道府県又は当該特定市に納付しなければならない。

一 当該当せん金付証券につき支払うべきであった当せん金の合計額からその当せん金の債権の消滅の際までに支払った当せん金の合計額を控除した残額

二 当該当せん金付証券につき交付すべきであった当せん品でその債権の消滅の際までに交付しなかつたものその際における時価に相当する金額

三 当該当せん金付証券の当せん金品でその債権が時効により消滅したものに於ける第六条第三項第一号に掲げる金額

四 手数料相当額等をもつて賄われるべき経費以外の経費で当該当せん金付証券の発売等
に要したものの金額が、当該当せん金付証券についての第六条第三項第二号本文に規定する一定の経費の金額に満たないときは、当該一定の経費の金額からその要した経費の金額を控除した残額

5 受託銀行等は、第十四条の規定により設けられた勘定に属する資金の管理により毎月の初日から末日までの間に生じた運用利益金に相当する金額を、総務省令で定めるところにより、翌月の十日までに都道府県又は特定市に納付しなければならない。

(罰則)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを十年以下の懲役又は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第七項の規定に違反し、当せん金付証券を転売した者
- 二 第十一条第一項の規定に違反し、当せん金品を支払い、若しくは交付し、又は受領した者

三 第十四条の規定に違反し、第六条第一項の規定により受託銀行等が委託を受けた事務に関し、その勘定に属する資金を貸付け、投資その他の通常の業務に使用し、又はその経理を他の勘定と区分してなさず、若しくは虚偽の経理をした者

四 前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 前条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

2 前条第五項の規定に違反して検査の実施に関して知り得た秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを十年以下の懲役又は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第七項の規定に違反し、当せん金付証券を転売した者
- 二 第十一条第一項の規定に違反し、当せん金品を支払い、若しくは交付し、又は受領した者

三 第十四条の規定に違反し、当せん金付証券の発売等に関し、その勘定に属する資金を貸付け、投資その他の通常の業務に使用し、又はその経理を他の勘定と区分してなさず、若しくは虚偽の経理をした者

四 前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 前条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

2 前条第五項の規定に違反して検査の実施に関して知り得た秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部改正（第四条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）の施行により子ども手当（平成二十二年度等子ども手当支給法及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法の定めにより児童手当とみなされる部分を含む。以下同じ。）に要する費用についての地方公共団体の負担が発生すること並びに国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号。以下「平成十八年児童手当法等改正法」という。）及び児童手当法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十六号。以下「平成十九年児童手当法改正法」という。）の施行により生じた児童手当に要する費用についての地方公共団体の財源の不均衡があること並びに個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（区民税を含む。以下同じ。）の収入が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四及び第五条の四の二（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適</p>
<p>個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（区民税を含む。以下同じ。）の収入が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四及び第五条の四の二（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適</p>	<p>個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（区民税を含む。以下同じ。）の収入が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四及び第五条の四の二</p>

用する場合を除く。)の規定による控除(以下「住宅借入金等特別税額控除」という。)を行うことにより減少すること

に伴う地方公共団体の財政状況に鑑み、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

(地方特例交付金の交付)

第二条 地方特例交付金は、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ

。)に対して交付するものとする。

の規定による控除(以下「住宅借入金等特別税額控除」という。)を行うことにより減少すること並びに地方税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第九号。以下「地方税法等改正法」とい

う。)の施行により自動車取得税の収入が減少することに伴い地方税法第百四十三条の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し交付するものとされる自動車取得税に係る交付金(以下「自動車取得税交付金」という。)の収入が減少することに伴う地方公共団体の財政状況に鑑み、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

(地方特例交付金の交付)

第二条 地方特例交付金は、都道府県及び市町村

に対して交付するものとする。

2 地方特例交付金の種類は、児童手当及び子ども手当特例交付金(平成二十二年等子ども手当支給法及び平成二十三年子ども手当支給特別措置法の施行による子ども手当に要する費用についての地方公共団体の負担の発生に対処するために平成二十三年度において交付する交付金をいう。以下同じ。)及び減収補填特例交付金(個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除による減収額を埋めるため(平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該減収額及び地方税法等改正法の施行による自動車取得税の収入の減少に伴う市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるため)に当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。)とする。

3 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における

(削除)

第四条第一項に規定する減収補填特例交付金総額（平成二十三年度にあつては、当該額に次条第一項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金総額を加えた額）とする。

4 毎年度分として各都道府県又は各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、当該年度において第四条第三項又は第五項の規定により交付すべき減収補填特例交付金の額（平成二十三年度にあつては、当該額に次条第三項又は第六項の規定により交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の額を加えた額）とする。

(児童手当及び子ども手当特例交付金の額)

第三条 平成二十三年度分として交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の総額は、平成二十二年度等子ども手当支給法及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法の施行により発生した地方公共団体の子ども手当に要する費用の状況を勘案して予算で定める額（次項及び第五項において「児童手当及び子ども手当特例交付金総額」という。）とする。

2 平成二十三年度分として各都道府県に対して交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の総額は、児童手当及び子ども手当特例交付金総額の二分の一に相当する額（第四項第七号及び第十一号において「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」という。）とする。

3 平成二十三年度分として各都道府県に対して交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の額は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 調整対象都道府県 次に掲げる額の合算額

イ 平成二十三年前期調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例

交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の平成二十三年前期子ども手当負担対象の子どもこどもの数で按分した額

ロ 平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年度交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の児童手当対象児童の数で按分した額

ハ 平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年度交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の児童手当引上対象児童数で按分した額

ニ 平成二十三年度後期都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各都道府県の平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもこどもの数で按分した額

二 調整対象外都道府県 次に掲げる額の合算額

イ 平成二十三年度前期調整対象外都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象外都道府県の平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子どもこどもの数で按分した額

ロ 平成二十三年度後期都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各都道府県の平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもこどもの数で按分した額

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 調整対象都道府県 総務省令で定める期間における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条（都）にあっては、同条及び同法第二十一条）の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条（都

にあつては、同条及び同法第二十一条)の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値が総務省令で定める基準を超える都道府県

二 調整対象外都道府県 調整対象都道府県以外の都道府県

三 平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子ども数 平成二十二年
度等子ども手当支給法第三条第一項に規定する子どものうち平成二十二
年度等子ども手当支給法の規定による子ども手当の支給に伴う地方公共
団体の負担の増大に係るものの数として総務省令で定めるところにより
算定した数(第七号において同じ。)

四 児童手当対象児童の数 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)
附則第七条第一項第一号に規定する小学校修了前特例給付支給要件児童
(平成十八年児童手当法等改正法第一条による改正前の児童手当法附則
第七条第一項第一号に規定する小学校第三学年修了前特例給付支給要件
児童を除く。)で総務省令で定めるものの数

五 児童手当引上対象児童数 三歳に満たない児童のうち平成十九年児童
手当法改正法による児童手当の額の引上げに係るものの数として総務省
令で定めるところにより算定した数

六 平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子ども数 平成二十三年
度子ども手当支給特別措置法第三条第一項に規定する子どものうち平成
二十三年度子ども手当支給特別措置法の規定による子ども手当の支給に
伴う地方公共団体の負担の増大に係るものの数として総務省令で定める
ところにより算定した数

七 平成二十三年度前期調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例交
付金総額 都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額のうち平成

二十二年度等子ども手当支給法の規定による子ども手当の支給に係る額（第十号において「平成二十三年度前期都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」という。）に、調整対象都道府県の平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子ども数の総数の都道府県の平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子ども数の総数に占める割合を乗じて得た額

八 平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年
度交付金総額 平成二十二年において、地方交付税法等の一部を改正す
る法律（平成二十三年法律第五号）第四条の規定による改正前の地方特
例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「旧法」という。
）第三条第二項に規定する都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金
総額から同条第三項に規定する平成十九年児童手当法改正法に係る都道
府県加算総額及び同項に規定する平成二十二年子ども手当支給法に係る
都道府県加算総額の合算額を控除した額のうち、調整対象都道府県に交
付された額

九 平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年度
交付金総額 平成二十二年度において、旧法第三条第三項に規定する平成
十九年児童手当法改正法に係る都道府県加算総額のうち、調整対象都道
府県に交付された額

十 平成二十三年度前期調整対象外都道府県児童手当及び子ども手当特例
交付金総額 平成二十三年度前期都道府県児童手当及び子ども手当特例
交付金総額から前三号に掲げる額の合算額を控除して得た額

十一 平成二十三年度後期都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総

- 額 都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額のうち平成二十三年
度子ども手当支給特別措置法の規定による子ども手当の支給に係る額
- 5 平成二十三年度分として各市町村に対して交付すべき児童手当及び子ども
手当特例交付金の総額は、児童手当及び子ども手当特例交付金総額の二
分の一に相当する額（第七項第七号及び第十一号において「市町村児童手
当及び子ども手当特例交付金総額」という。）とする。
- 6 平成二十三年度分として各市町村に対して交付すべき児童手当及び子ども
手当特例交付金の額は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各
号に定める額とする。
- 一 調整対象市町村 次に掲げる額の合算額
- イ 平成二十三年度前期調整対象市町村児童手当及び子ども手当特例交
付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の平成二
十三年度前期子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額
- ロ 平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象市町村平成二十二
年度交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の児童
手当対象児童の数で按分した額
- ハ 平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象市町村平成二十二年度
交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の児童手
当引上対象児童数で按分した額
- ニ 平成二十三年度後期市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額
を総務省令で定めるところにより各市町村の平成二十三年度後期子ど
も手当負担対象の子どもの数で按分した額
- 二 調整対象外市町村 次に掲げる額の合算額

イ 平成二十三年前期調整対象外市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象外市町村の平成二十三年前期子ども手当負担対象の子ども数で按分した額

ロ 平成二十三年度後期市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各市町村の平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子ども数で按分した額

7 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 調整対象市町村 総務省令で定める期間における地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値が総務省令で定める基準を超える市町村及び都が第三項第一号に規定する調整対象都道府県である場合の特別区

二 調整対象外市町村 調整対象市町村以外の市町村

三 平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子ども数 平成二十二年年度等子ども手当支給法第三条第一項に規定する子どものうち平成二十二年年度等子ども手当支給法の規定による子ども手当の支給に伴う地方公共団体の負担の増大に係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数（第七号において同じ。）

四 児童手当対象児童の数 児童手当法附則第七条第一項第一号に規定する小学校修了前特例給付支給要件児童（平成十八年児童手当法等改正法第一条による改正前の児童手当法附則第七条第一項第一号に規定する小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童を除く。）で総務省令で定め

るもの数

五 児童手当引上対象児童数 三歳に満たない児童のうち平成十九年児童手当法改正法による児童手当の額の引上げに係るもの数として総務省令で定めるところにより算定した数

六 平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子ども数 平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第三条第一項に規定する子どものうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法の規定による子ども手当の支給に伴う地方公共団体の負担の増大に係るもの数として総務省令で定めるところにより算定した数

七 平成二十三年度前期調整対象市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額 市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額のうち平成二十二年等子ども手当支給法の規定による子ども手当の支給に係る額（第十号において「平成二十三年度前期市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」という。）に、調整対象市町村の平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子ども数の総数の市町村の平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子ども数の総数に占める割合を乗じて得た額

八 平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象市町村平成二十二年交付総額 平成二十二年において、旧法第三条第四項に規定する市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額から同条第五項に規定する平成十九年児童手当法改正法に係る市町村加算総額及び同項に規定する平成二十二年子ども手当支給法に係る市町村加算総額の合算額を控除した額のうち、調整対象市町村に交付された額

九 平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象市町村平成二十二年交付

(地方特例交付金の額)

第三条 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、各都道府県及び各市町村における当該年度の個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額()

付金総額()とする。

2 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき地方特例交付金の総額は、地方特例交付金総額

の五分の二に相当する額(次項において「都道府県交付金総額」という。)とする。

3 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき地方特例交付金の額は、都道府県交付金総額

付総額 平成二十二年度において、旧法第三条第五項に規定する平成十九年児童手当法改正法に係る市町村加算総額のうち、調整対象市町村に交付された額

十 平成二十三年前期調整対象外市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額 平成二十三年前期市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額から前三号に掲げる額の合算額を控除して得た額

十一 平成二十三年度後期市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額 市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額のうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法の規定による子ども手当の支給に係る額

(減収補填特例交付金の額)

第四条 毎年度分として交付すべき減収補填特例交付金の総額は、各都道府県及び各市町村における当該年度の個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額(平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該額に五百億円を加えた額。次項及び第四項において「減収補填特例交付金総額」という。)とする。

2 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき減収補填特例交付金の総額は、減収補填特例交付金総額(平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、減収補填特例交付金総額から五百億円を控除した額)の五分の二に相当する額(次項において「都道府県減収補填特例交付金総額」という。)とする。

3 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき減収補填特例交付金の額は、都道府県減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより

、各都道府県の住宅借入金等特別税額控除見込額（当該年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額とする。

4 毎年度分として各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の総額は、地方特例交付金総額

の五分の三に相当する額（

次項に

において「市町村交付金総額」という。）とする。

5 毎年度分として各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、市町村交付金総額

を、総務省令で定めるところにより、各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額（当該年度分の個人の市町村民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額

とする。

（算定の時期等）

、各都道府県の住宅借入金等特別税額控除見込額（当該年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額とする。

4 毎年度分として各市町村に対して交付すべき減収補填特例交付金の総額は、減収補填特例交付金総額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、減収補填特例交付金総額から五百億円を控除した額）

の五分の三に相当する額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該五分の三に相当する額に五百億円を加えた額。次項において「市町村減収補填特例交付金総額」という。）とする。

5 毎年度分として各市町村に対して交付すべき減収補填特例交付金の額は、市町村減収補填特例交付金総額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、市町村減収補填特例交付金総額から五百億円を控除した額）を、総務省令で定めるところにより、各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額（当該年度分の個人の市町村民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該按分した額に、五百億円を総務省令で定めるところにより各市町村の自動車取得税交付金減収見込額（地方税法等改正法が施行されたことにより生じた自動車取得税交付金の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額を加えた額）とする。

（算定の時期等）

第四条 総務大臣は、前条第三項及び第五項の規定により交付すべき地方特

例交付金の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。ただし、地方特例交付金の総額の増加その他特別の事由がある場合において、九月一日以後において、地方特例交付金の額を決定し、又は既に決定した地方特例交付金の額を変更することができる。

2 総務大臣は、前項の規定により地方特例交付金の額を決定し、又は変更したときは、これを当該地方公共団体に通知しなければならない。

(地方特例交付金の交付時期)

第五条 地方特例交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。ただし、四月において交付すべき地方特例交付金については、当該年度において交付すべき地方特例交付金の額が前年度の地方特例交付金の額に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、同表の下欄に定める額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月	前年度の当該地方公共団体に対する地方特例交付金の額に当該年度の地方特例交付金の総額の前年度の地方特例交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額

第五条 総務大臣は、第二条第四項に規定する 地方特

例交付金の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。ただし、地方特例交付金の総額の増加その他特別の事由がある場合において、九月一日以後において、地方特例交付金の額を決定し、又は既に決定した地方特例交付金の額を変更することができる。

2 総務大臣は、前項の規定により地方特例交付金の額を決定し、又は変更したときは、これを当該地方公共団体に通知しなければならない。

(地方特例交付金の交付時期)

第六条 地方特例交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。ただし、四月において交付すべき地方特例交付金については、当該年度において交付すべき地方特例交付金の額が前年度の地方特例交付金の額に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、同表の下欄に定める額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月	前年度の当該地方公共団体に対する減収補填特例交付金の額に当該年度の減収補填特例交付金の総額の前年度の減収補填特例交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額

により難い場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参酌して、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

3 地方公共団体が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例交付金の額が当該年度分として交付を受けるとき地方特例交付金の額を超える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

4 第一項 の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における前年度の関係地方公共団体の 地
方特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。

(地方特例交付金の算定及び交付に関する都道府県知事の義務)

第六条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村に対し交付すべき地方特例交付金の額の算定及び交付に関する事務を取り扱わなければならない。

(地方特例交付金の額の算定に用いる資料の提出等)

第七条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の地方特例交付金の額の算定に用いる資料を総務大臣に提出しなければならない。

2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の地方特例交付金の額の算定に用いる資料を都道府県知事に提出しなければならない

により難い場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参酌して、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

4 地方公共団体が前三項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例交付金の額が当該年度分として交付を受けるとき地方特例交付金の額を超える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

5 第一項及び第二項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における前年度の関係地方公共団体の児童手当及び子ども手当特例交付金及び減収補填特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。

(地方特例交付金の算定及び交付に関する都道府県知事の義務)

第七条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村に対し交付すべき地方特例交付金の額の算定及び交付に関する事務を取り扱わなければならない。

(地方特例交付金の額の算定に用いる資料の提出等)

第八条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の地方特例交付金の額の算定に用いる資料を総務大臣に提出しなければならない。

2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の地方特例交付金の額の算定に用いる資料を都道府県知事に提出しなければならない

い。この場合において、都道府県知事は、当該資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

(基準財政収入額の算定方法の特例)

第八条 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「の額、当該道府県」とあるのは「の額、当該道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条に規定する地方特例交付金の額の百分の七十五の額、当該道府県」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条に規定する地方特例交付金の額の百分の七十五の額」と、「当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条に規定する地方特例交付金の額の百分の七十五の額」とする。

(削除)

い。この場合において、都道府県知事は、当該資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

(基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「の額、当該道府県」とあるのは「の額、当該道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項に規定する減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額、当該道府県」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項に規定する減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額」と、「当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項に規定する減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額」とする。

2 平成二十三年度における前項の規定の適用については、同項中「減収補

填特例交付金の額の百分の七十五の額、当該道府県」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金の額、当該道府県の同項に規定する減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額、当該道府県」と、「減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額」と、「当該指定市」とあるのは「児童手当

<p>「十四 軽油引取税 交付金</p>	<p>と、同項の表市町村の項中</p> <p>「十二 市町村たば こ税都道府県交 付金</p> <p>十二の二 地方特 例交付金</p> <p>（第三条第三項の規定により算定した地方特例交 付金）の額</p>	<p>とあるのは</p> <p>「十二 市町村たば こ税都道府県交 付金</p> <p>当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村 たばこ税の課税標準数量等</p>	<p>2 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準 財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の 適用については、当分の間、同項の表道府県の項中</p>
<p>「十四 軽油引取税 交付金</p>	<p>と、同項の表市町村の項中</p> <p>「十二 市町村たば こ税都道府県交 付金</p> <p>十二の二 減収補 填特例交付金</p> <p>（第四条第三項の規定により算定した減収補填特 例交付金）の額</p>	<p>とあるのは</p> <p>「十二 市町村たば こ税都道府県交 付金</p> <p>当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村 たばこ税の課税標準数量等</p>	<p>3 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準 財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の 適用については、当分の間、同項の表道府県の項中</p> <p>及び子ども手当特例交付金の額、当該市町村の同項に規定する減収補填特 例交付金の額の百分の七十五の額」と、「当該指定市」と、「減収補填特 例交付金の額の百分の七十五の額」とする」とあるのは「児童手当及び子 ども手当特例交付金の額、当該指定市の同項に規定する減収補填特例交付 金の額の百分の七十五の額」とする」とする。</p>

とあるのは	「十四 軽油引取税 交付金 十四の二 地方特 例交付金」	前年度の軽油引取税交付金の交付額 当該年度について地方特例交付金等の地方財政の 特別措置に関する法律第三条第五項の規定により 算定した地方特例交付金 の額
-------	---------------------------------------	--

(削除)

とあるのは	「十四 軽油引取税 交付金 十四の二 減収補 填特例交付金」	前年度の軽油引取税交付金の交付額 当該年度について地方特例交付金等の地方財政の 特別措置に関する法律第四条第五項の規定により 算定した減収補填特例交付金の額
-------	---	---

4 平成二十三年度における前項の規定の適用については、同項中

とあるのは	「十二の二 減収補 填特例交付金」	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の 特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第四条第三項の規定により算定した減収補填特 例交付金の額
-------	----------------------	--

とあるのは	「十二の二 地方特 例交付金 1 児童手当及 び子ども手当 特例交付金 2 減収補填特 例交付金」	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の 特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第三条第三項の規定により算定した児童手当及 び子ども手当特例交付金の額 当該年度について地方特例交付金等の地方財政の 特別措置に関する法律第四条第三項の規定により 算定した減収補填特例交付金の額
-------	---	--

(地方公共団体における年度間の財源の調整の特例)

第九條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第四條の三第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「普通税」とあるのは、「普通税、地方特例交付金」とする。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第十條 総務大臣は、地方特例交付金の交付に関する命令の制定又は改廃

(地方公共団体における年度間の財源の調整の特例)

第十條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第四條の三第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「普通税」とあるのは、「普通税、地方特例交付金」とする。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第十一條 総務大臣は、地方特例交付金の交付に関する命令の制定又は改廃

<p>と、</p> <p>「十四の二 減収補填特例交付金」とあるのは</p>	<p>当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第四條第五項の規定により算定した減収補填特例交付金の額</p>
<p>「十四の二 地方特例交付金」</p> <p>1 児童手当及び子ども手当特別交付金</p> <p>2 減収補填特例交付金</p> <p>と、</p>	<p>当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三條第六項の規定により算定した児童手当及び子ども手当特別交付金の額</p> <p>当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第四條第五項の規定により算定した減収補填特例交付金の額</p>

の立案をしようとする場合及び第四条の規定により各地方公共団体に交付すべき地方特例交付金の額を決定し、又は変更しようとする場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(命令への委任)

第十一条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、命令で定める。

(事務の区分)

第十二条 第六条及び第七条第二項後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十九条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

の立案をしようとする場合及び第五条の規定により各地方公共団体に交付すべき地方特例交付金の額を決定し、又は変更しようとする場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(命令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、命令で定める。

(事務の区分)

第十三条 第七条及び第八条第二項後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十九条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改正案

現行

第八条及び第九条 削除

（地方債の特例）

第八条 次に掲げる場合においては、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体でその区域の全部又は一部が特定被災区域内にあるものは、平成二十三年度及び平成二十四年度以降の年度であつて政令で定める年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二百二条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの東日本大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合

二 東日本大震災に係る災害予防、災害応急対策又は災害復旧で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

2 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が財政融資資金をもって引き受けるものとする。

3 第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率及び償還方法は、政令で定める。

4 第一項の規定により起こした地方債の元利償還に要する経費は、地方交

(平成二十三年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第十条 平成二十三年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十号。以下この条において「地方税法改正法」という。)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。)の施行による個人の道府県民税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 震災特例法の施行による個人が行う事業に対する事業税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 地方税法改正法、東日本大震災における原子力発電所の事故による

付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額又は当該地方公共団体に対して交付すべき特別交付税の算定の基礎に算入するものとする。

第九条 削除

(平成二十三年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第十条 平成二十三年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法

第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十号。以下この条において「地方税法改正法」という。)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。)の施行による個人の道府県民税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 震災特例法の施行による個人が行う事業に対する事業税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 地方税法改正法、東日本大震災における原子力発電所の事故による

災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）及び地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百十号）の施行による不動産取得税に係る平成二十三年年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 地方税法改正法及び地方税法等改正法の施行による自動車取得税に係る平成二十三年年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 地方税法改正法及び地方税法等改正法の施行による自動車税に係る平成二十三年年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからニまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法改正法及び震災特例法の施行による個人の市町村民税に係る平成二十三年年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 地方税法改正法及び地方税法等改正法の施行による土地及び家屋に對して課する固定資産税に係る平成二十三年年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 地方税法改正法及び地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る平成二十三年年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 地方税法改正法及び地方税法等改正法の施行による自動車取得税交

災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）及び地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百十号）の施行による不動産取得税に係る平成二十三年年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 地方税法改正法及び地方税法等改正法の施行による自動車取得税に係る平成二十三年年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 地方税法改正法及び地方税法等改正法の施行による自動車税に係る平成二十三年年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからニまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法改正法及び震災特例法の施行による個人の市町村民税に係る平成二十三年年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 地方税法改正法及び地方税法等改正法の施行による土地及び家屋に對して課する固定資産税に係る平成二十三年年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 地方税法改正法及び地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る平成二十三年年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 地方税法改正法及び地方税法等改正法の施行による自動車取得税交

付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。）に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。）に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）の一部改正（第六条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案

現行

（地方交付税の総額の特例）

（地方交付税の総額の特例）

第一条 平成二十三年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）附則第四条の規定により算定した額に千二百億円並びに東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体（地方交付税法第二条第二号に規定する地方団体をいう。第六条第一項において同じ。）に対して交付する特別交付税（次条及び第六条第一項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための一兆六千六百三十五億二千五百十二万六千円（第三条から第五条までにおいて「平成二十三年度震災復興特別交付税額」という。）を加算する。

第一条 平成二十三年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）附則第四条の規定により算定した額に千二百億円並びに東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体（地方交付税法第二条第二号に規定する地方団体をいう。第六条第一項において同じ。）に対して交付する特別交付税（次条及び第六条第一項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための一兆六千六百三十五億二千五百十二万六千円（第三条から第五条までにおいて「震災復興特別交付税額」という。）を加算する。

（普通交付税及び特別交付税の総額の特例）

（普通交付税及び特別交付税の総額の特例）

第三条 平成二十三年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額（地方交付税法附則第四条及びこの法律の規定に基づき交付すべき地方交付税の総額をいう。以下この条において同じ。）から地方交付税法第二十条の三第二項の規定に

第三条 平成二十三年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額（地方交付税法附則第四条及びこの法律の規定に基づき交付すべき地方交付税の総額をいう。以下この条において同じ。）から地方交付税法第二十条の三第二項の規定に

より同年度分の地方交付税の総額に算入される額（以下この条において「返還金等の額」という。）、千二百億円及び平成二十三年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から返還金等の額、千二百億円及び平成二十三年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額、千二百億円及び平成二十三年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

（平成二十三年度震災復興特別交付税額の一部の平成二十四年度における交付）

第四条 平成二十三年度分として交付すべき地方交付税のうち平成二十三年度震災復興特別交付税額については、千三百六十五億円と東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額との合算額以内の額を、平成二十三年度内に交付しないで、地方交付税法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

（削除）

より同年度分の地方交付税の総額に算入される額（以下この条において「返還金等の額」という。）、千二百億円及び震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から返還金等の額、千二百億円及び震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額、千二百億円及び震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税額の一部の平成二十四年度における交付等）

第四条 平成二十三年度分として交付すべき地方交付税のうち震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額 以内の額を、平成二十三年度内に交付しないで、地方交付税法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により震災復興特別交付税額の一部を平成二十四年度分の地方交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による震災復興特別交付税額の一部の加算がなかったものとした場合における同年度分の地方交付税の総額から地方交付税法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額（以下この項において「返還金等の額」という

(平成二十三年震災復興特別交付税額以外の額の一部の平成二十四年度における交付)

第五条 平成二十三年度分として交付すべき地方交付税のうち平成二十三年震災復興特別交付税額以外の額については、平成二十三年度特別会計補正予算(特第2号)により同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された地方交付税交付金の額から四千四百五十四億六千九百十五万円を控除した額と平成二十三年度特別会計補正予算(特第4号)により同年度の同特別会計の予算に計上された地方交付税交付金の額との合算額以内の額を、同年度内に交付しないで、地方交付税法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

(震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例)

第六条 平成二十三年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、地方交付税法第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業そ

を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による震災復興特別交付税額の一部の加算がなかったものとした場合における同年度分の地方交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額と同項の規定により加算された震災復興特別交付税額の一部との合算額を加算した額とする。

(震災復興特別交付税額以外の額の一部の平成二十四年度における交付)

第五条 平成二十三年度分として交付すべき地方交付税のうち震災復興特別交付税額以外の額については、平成二十三年度特別会計補正予算(特第2号)により同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された地方交付税交付金の額から四千四百五十四億六千九百十五万円を控除した額と平成二十三年度特別会計補正予算(特第4号)により同年度の同特別会計の予算に計上された地方交付税交付金の額との合算額以内の額を、同年度内に交付しないで、地方交付税法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

(震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例)

第六条 平成二十三年度及び平成二十四年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、地方交付税法第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業そ

他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における地方交付税法第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、同法第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額（東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）第一条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「特別交付税の総額」とあるのは「

特別交付税の総額から同条に規定する平成二十三年度震災復興特別交付税額を

控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律第六条第一項」と、同法第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律第六条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律第六条第一項」と、同法第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律第六条第一項」とする。

他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における地方交付税法第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、同法第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額（東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）第一条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは「平成二十三年度にあつては同年度の特別交付税の総額から同条に規定する

震災復興特別交付税額を、平成二十四年度にあつては同年度の特別交付税の総額から同法

第四条第二項に規定する加算された震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律第六条第一項」と、同法第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律第六条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律第六条第一項」と、同法第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律第六条第一項」とする。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部改正（附則第七条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）			
略	法律	略	法律
略	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）	略	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）
	第六条及び第七条第二項後段の規定により都道府県が処理することとされている事務		第七条及び第八条第二項後段の規定により都道府県が処理することとされている事務

首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）の一部改正（附則 第八条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>第五条 特定事業に係る経費に対する国の負担割合は、関係市町村ごとに当該特定事業に係る経費に対する通常の国の負担割合に次の式により算定した数（小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。以下「引上率」という。）を乗じて算定するものとする。</p> $1 + 0.25 \times \frac{\text{当該年度におけるすべての特定事業に係る当該市町村の負担額のうち、当該市町村の標準負担額を超え、その2倍に至るまでの額}}{\text{当該市町村の標準負担額}}$ <p>× 四捨五入</p> <p>2 前項の式において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 当該市町村の標準負担額 当該市町村の当該年度の地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額からその算定の基礎となった</p>	<p>第五条 特定事業に係る経費に対する国の負担割合は、関係市町村ごとに当該特定事業に係る経費に対する通常の国の負担割合に次の式により算定した数（小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。以下「引上率」という。）を乗じて算定するものとする。</p> $1 + 0.25 \times \frac{\text{当該年度におけるすべての特定事業に係る当該市町村の負担額のうち、当該市町村の標準負担額を超え、その2倍に至るまでの額}}{\text{当該市町村の標準負担額}}$ <p>× 四捨五入</p> <p>2 前項の式において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 当該市町村の標準負担額 当該市町村の当該年度の地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額からその算定の基礎となった児童手当及び子ども手当特例交付金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項に規定する児童手当及び子ども</p>

地方揮発油譲

与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条第三項の市にあつては、

地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金。以下この項において同じ。）の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該

地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、

自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額の百分の十に相当する額（その区域の一部が整備計画等の対象となつていない関係市町村にあつては、当該額を基礎として政令で定めるところにより算定した額）をいう。

二 調整率 次の式により算定した数値をいい、その数値が負数となるときは、零とする。

$$0.10 + 0.90 \times \frac{0.72 - \text{すべての関係市町村のうち財政力指数が最低の関係市町村の財政力指数}}{0.72 - \text{当該市町村の財政力指数}}$$

系市町村の財政力指数

3 前項第二号の式において「財政力指数」とは、地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。

4 第一項の規定を適用した場合において、関係市町村の負担割合が百分の

も手当特例交付金をいう。以下この項において同じ。）、地方揮発油譲

与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条第三項の市にあつては、児童手当及び子ども手当特例交付金、地方揮発油

譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金。以下この項において同じ。）の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該児童

手当及び子ども手当特例交付金、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、

自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額の百分の十に相当する額（その区域の一部が整備計画等の対象となつていない関係市町村にあつては、当該額を基礎として政令で定めるところにより算定した額）をいう。

二 調整率 次の式により算定した数値をいい、その数値が負数となるときは、零とする。

$$0.10 + 0.90 \times \frac{0.72 - \text{すべての関係市町村のうち財政力指数が最低の関係市町村の財政力指数}}{0.72 - \text{当該市町村の財政力指数}}$$

系市町村の財政力指数

3 前項第二号の式において「財政力指数」とは、地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。

4 第一項の規定を適用した場合において、関係市町村の負担割合が百分の

二十未満となるときは、同項の規定にかかわらず、当該特定事業に係る経費に対する関係市町村の負担割合が百分の二十となるように国の負担割合を定める。

5 総務大臣は、引上率を算定し、特定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）、国土交通大臣並びに関係都府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。

二十未満となるときは、同項の規定にかかわらず、当該特定事業に係る経費に対する関係市町村の負担割合が百分の二十となるように国の負担割合を定める。

5 総務大臣は、引上率を算定し、特定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）、国土交通大臣並びに関係都府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。

経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号）の一部改正（附則第十条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案

附則

- 1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。
- 2 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の三の次に次の一条を加える。

（外国為替資金特別会計の歳入及び歳出の特例等）

第十二条の四 外国為替資金に属する実際上交換可能通貨（経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号。以下この条において「加盟措置法」という。）第二条第二号に規定する実際上交換可能通貨をいう。以下この項において同じ。）は、加盟措置法第三条第一号に掲げる貸付け（同号に規定する貸付予約の履行を含む。）及び譲受けのために充てることができるものとし、同条第二号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る実際上交換可能通貨は、外国為替資金に受け入れられるものとする。

2 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る利子又は手数料の収入又は支出は、外国為替資金特別会計の歳入又は歳出とする。

現行

附則

- 1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。
- 2 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の二の次に次の一条を加える。

（外国為替資金特別会計の歳入及び歳出の特例等）

第十二条の三 外国為替資金に属する実際上交換可能通貨（経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号。以下この条において「加盟措置法」という。）第二条第二号に規定する実際上交換可能通貨をいう。以下この項において同じ。）は、加盟措置法第三条第一号に掲げる貸付け（同号に規定する貸付予約の履行を含む。）及び譲受けのために充てることができるものとし、同条第二号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る実際上交換可能通貨は、外国為替資金に受け入れられるものとする。

2 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る利子又は手数料の収入又は支出は、外国為替資金特別会計の歳入又は歳出とする。

3 外国為替資金特別会計の負担に属する加盟措置法第三条第二号に掲げる借入れ及び加盟措置法第四条の規定による借入れに係る利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

4 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れにより発生する加盟措置法第二条第一号に規定する特別引出権をもって表示される債権又は債務の価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

3 外国為替資金特別会計の負担に属する加盟措置法第三条第二号に掲げる借入れ及び加盟措置法第四条の規定による借入れに係る利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

4 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れにより発生する加盟措置法第二条第一号に規定する特別引出権をもって表示される債権又は債務の価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）の一部改正（附則第十一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>第七条の二 特定事業に係る経費に対する国の負担割合は、北方領土隣接地域の市又は町ごとに北海道の区域以外の区域における当該特定事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合に次の式により算定した数（小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。以下「引上率」という。）を乗じて算定するものとする。</p> $1 + 0.25 \times \frac{\text{当該年度におけるすべての特定事業に係る当該市又は町の負担額のうち、当該市又は町の標準負担額を超え、その2倍に至るまでの額}}{\text{当該市又は町の標準負担額}}$ <p>2 前項の式において「当該市又は町の標準負担額」とは、当該市又は町の当該年度の地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額からその算定の基礎となつた</p> <p>地方揮発油譲与税、特別とん譲与</p>	<p>第七条の二 特定事業に係る経費に対する国の負担割合は、北方領土隣接地域の市又は町ごとに北海道の区域以外の区域における当該特定事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合に次の式により算定した数（小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。以下「引上率」という。）を乗じて算定するものとする。</p> $1 + 0.25 \times \frac{\text{当該年度におけるすべての特定事業に係る当該市又は町の負担額のうち、当該市又は町の標準負担額を超え、その2倍に至るまでの額}}{\text{当該市又は町の標準負担額}}$ <p>2 前項の式において「当該市又は町の標準負担額」とは、当該市又は町の当該年度の地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額からその算定の基礎となつた児童手当及び子ども手当特例交付金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金をいう。以下この項において同じ。）、地方揮発油譲与税、特別とん譲与</p>

税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該

地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額の百分の二に相当する額をいう。

3 第一項の式において「調整率」とは、次の式により算定した数値をいい、その数値が負数となるときは、零とする。

$$0.25 + 0.75 \times \frac{0.72 - \text{当該市又は町の財政力指数}}{0.72 - \text{すべての北方領土隣接地域の市及び町のうち財政$$

力指数が最低の北方領土隣接地域の市又は町の財政力指数

4 前項の式において「財政力指数」とは、地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。

5 第一項の規定を適用した場合において、北方領土隣接地域の市又は町の負担割合が百分の二十未満となるときは、同項の規定にかかわらず、当該特定事業に係る経費に対する北方領土隣接地域の市又は町の負担割合が百分の二十となるように国の負担割合を定める。

6 総務大臣は、第一項に規定する引上率を算定し、特定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）及び国土交通大臣、北海道知事並びに北方領土隣接地域の市及び町の長に通知するものとする。

税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該児童手当及び子ども手当特別交付金、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額の百分の二に相当する額をいう。

3 第一項の式において「調整率」とは、次の式により算定した数値をいい、その数値が負数となるときは、零とする。

$$0.25 + 0.75 \times \frac{0.72 - \text{当該市又は町の財政力指数}}{0.72 - \text{すべての北方領土隣接地域の市及び町のうち財政$$

力指数が最低の北方領土隣接地域の市又は町の財政力指数

4 前項の式において「財政力指数」とは、地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。

5 第一項の規定を適用した場合において、北方領土隣接地域の市又は町の負担割合が百分の二十未満となるときは、同項の規定にかかわらず、当該特定事業に係る経費に対する北方領土隣接地域の市又は町の負担割合が百分の二十となるように国の負担割合を定める。

6 総務大臣は、第一項に規定する引上率を算定し、特定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）及び国土交通大臣、北海道知事並びに北方領土隣接地域の市及び町の長に通知するものとする。